

三島市次世代育成計画 後期計画(案)

エンゼルスマイルみしまⅢ

平成 22 年 3 月

目 次

I 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の推進	3
第2章 三島市の現況	4
第1節 三島市の概要	4
第2節 三島市の子ども達の現況を表す統計等	5
(1) 出生数と年少人口	5
(2) 幼稚園児・保育園児数の推移	6
(3) 小学校児童数の推移	8
(4) 児童扶養手当受給権者数の推移	8
(5) 児童相談	9
(6) 児童センターの利用者状況	9
第3節 アンケートでみる子育て世帯の状況と課題	10
II 計画の構想	15
第1節 基本的な考え方	15
第2節 基本目標	16
第3節 施策の体系	17
III 基本計画	21
第1章 『子どもが育つ』環境づくり	19
第1節 母子保健医療体制の充実と食育の推進	19
(1) 相談や訪問体制の充実による育児不安や悩みの軽減	19
(2) 健康教育・健康診査の充実による異常の早期発見と早期療育	21
(3) 予防接種の推進による感染症の予防	23
(4) 救急医療体制の整備による救急医療の確保	24
(5) 医療費助成による医療費負担の軽減	25
(6) 療育体制の整備	26
(7) 食育の推進	27

第2節 保育園・幼稚園などの多機能化の推進	28
(1) 公立保育園の充実	28
(2) 民間保育園の充実	30
(3) 民間保育園充実のための支援	31
(4) 認可外保育園等への支援	32
(5) 市立幼稚園教育の充実	33
(6) 私立幼稚園への支援	34
(7) 三島市幼児教育振興プログラムの推進	35
第3節 子どもの個性を伸ばす教育の推進とゆとりの確保	36
(1) ゆとりある教育の推進	36
(2) 思春期保健対策の充実	39
第4節 放課後児童健全育成事業の充実	40
(1) 学童保育の充実	40
(2) 学校休業日における充実	41
第5節 遊びや交流の場の整備	42
(1) 公園・水辺環境の整備の推進	42
(2) 学校開放等の推進	43
第6節 安全で快適な生活環境の整備	44
(1) 安全な生活環境の整備	44
(2) 人と自然にやさしい環境づくり	46
第7節 ゆとりある住環境の整備	48
(1) 住宅相談・情報提供サービスの充実	48
(2) 市営住宅の充実促進	49
(3) 持家取得・リフォームの支援	50
第8節 人材の育成と確保	51
(1) 研修教育の推進	51
(2) 人材登録制度の推進	52
第2章 『保護者が育つ』環境づくり	53
第1節 意識啓発活動の推進	53
(1) 子育て家庭にやさしい市民意識の啓発	53
(2) 男女共同参画社会意識の醸成と活動の促進	54
(3) 中・高校生が乳幼児とふれあう機会の充実	56
第2節 親と子の学習機会の充実	57
(1) 家庭教育の推進	57
(2) 育児グループ等の育成・支援	59

第3節	情報提供と相談支援体制の充実	60
(1)	情報提供の推進	60
(2)	相談支援体制の充実	61
第4節	子育てと就労の両立支援	63
(1)	就労環境の整備	63
(2)	各種制度の普及促進	65
第5節	子育て家庭の負担軽減	66
(1)	就園・就学経費の負担軽減、各種手当の充実	66
第3章	『地域社会（コミュニティ）が育つ』環境づくり	68
第1節	子どもの創造性・社会性を育む環境づくり	68
(1)	青少年健全育成事業等の推進支援	68
(2)	少年教育の推進	70
(3)	まちづくり意識の啓発	71
IV	資料	75
1	目標事業量	73
2	事業の内容	75
3	三島市児童育成計画策定経過	82
4	三島市次世代育成計画策定懇話会設置要綱	82
5	三島市次世代育成計画策定懇話会委員名簿	83
6	三島市次世代育成計画策定庁内検討会	83
7	三島市次世代育成計画策定 庁内ワーキンググループ名簿	84

I 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

わが国では、平成17年に初めて総人口が減少に転じました。この年の合計特殊出生率は1.26であり、予想を超える速さで少子化が進行しています。この出生率の低い傾向は、今後50年間続くと見込まれています。

本市においても平成20年に1.36となっており、全国と同様の傾向を示しています。

国の取り組みとしては、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」をもとに、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を進めていますが、前述のように、依然として少子化の進行を抑えることができていない動向を踏まえ、国では平成19年12月に『子どもと家族を応援する日本』重点施策』がとりまとめられました。

この重点施策は、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当て検討され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を進める必要があるとしています。

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」については、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられ、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指すべきとされ、行動指針ではこの3つの社会を実現するための10年後の目標を設定しています。

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画（前期：平成17年度から平成21年度）を見直し、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画の期間とすることが定められており、その際利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入が重要であるとされています。

本市では、市町村前期行動計画に当たる「エンゼルスマイルみしまⅡ」の中で、平成元年11月に国連で採択及び平成6年4月にわが国が批准の「児童の権利に関する条約」での『子どもの尊厳と生存、保護、発達などの権利の保障』を念頭に置き、計画を推進してきたところですが、国を挙げての次世代育成支援の後押しを受け、憲章及び行動指針に掲げられた理念を具現化するため、前期行動計画の進捗状況精査、課題抽出、そして今後の進めるべき施策を検討し、国の行動計画策定指針に基づいた事項を基に、三島市次世代支援後期行動計画「エンゼルスマイルみしまⅢ」を策定するものです。

(参考) 国の行動計画策定指針の要約

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、特に子育ては男女が協力して行うべきとの視点。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成という視点。

(3) サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化にともない、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、個々の家庭の特性をふまえる必要もあることから、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるような利用者の視点。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべきという視点。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を進めることは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するために取り組むべきという視点。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題をふまえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育て活動を行うNPO、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体や、様々な民間事業者などが活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、様々な社会資本を十分かつ効果的に活用するという視点。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量の適切な確保とサービスの質の確保が重要であり、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくという視点。

(9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、利用者のニーズ、必要とされる支援策など地域の特性をふまえ、主体的に取り組むという視点。

第2節 計画の性格

この計画は、国の次世代育成支援対策推進法で義務付けられている市町村行動計画であり、前期計画の理念である、少子化や女性の社会参加への対応に基づき、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援社会の構築と、子ども達が豊かな人間性を育める環境整備を図ることを基軸として、三島市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、「第3次三島市総合計画」、「三島市地域福祉計画」、「健やかみしま 21」、「健やか(親子)みしま 21」、「三島市男女共同参画プラン」、「幼児教育推進振興プログラム」などと相互関連を図りながら部門別、具体的計画の役割を明確にするものであるとともに、本行動計画の実施に当たっては、行政のみならず、家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が、時代を担う子ども達やこれを育成する家庭を社会全体で支援する視点に立ち、次世代育成支援を官民一体的な施策として推進を図るものです。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年度を目標年次とする10か年計画であった第1期計画(前期計画)から5年が経過し、前期計画を見直した上で、新たに平成22年度から平成26年度の5年間の第2期三島市次世代育成計画後期計画として推進していきます。

なお、5年後の平成26年度に次期計画を見直しますが、本計画の実施状況、社会情勢の変化などに対応し、見直しの必要があるときには適切に検討をしていきます。

第4節 計画の推進

国の指針により示された「子どもの視点」、「次代の親づくりという視点」、「サービス利用者の視点」、「社会全体による支援の視点」、「仕事と生活の調和の実現の視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「地域における社会資源の効果的な活用の視点」、「サービスの質の視点」、「地域特性の視点」の9つの基本的な視点に立ち、様々な施策を推進していきます。

そのために児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の連携のもと、家庭を始め学校や地域社会・医療機関・企業・ボランティア団体・行政等、社会全体で子どもの健全育成と子育て支援に向け、適切な役割分担をしつつ協力して、一体的な取組みに努めるよう推進します。

また、この計画の期間に新たなニーズや様々な社会環境の変化が生じ、事業や制度の見直しが必要な場合には、社会の動向やニーズに適合するよう見直しを行い施策の充実に努めます。なお、この計画の進ちょく状況の確認作業等、具体的な施策の内容を検討する機関として「三島市次世代育成計画推進懇話会」を継続して設置し、計画の実現を図っていきます。

第2章 三島市の現況

第1節 三島市の概要

本市は、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園の玄関口に位置し、北に富士山、南に温泉郷を控え、田方平野の要地を占め、温暖な気候と自然景観に恵まれたまちです。

本市の歴史は古く、縄文・弥生文化の遺跡も数多く分布しています。

奈良・平安時代は、伊豆の国府の所在地でもあり、三嶋大社の門前町として栄え、江戸時代には天下の陰、箱根山をひかえ、東海道の5大宿場町の一つとして栄えました。

明治22年4月、市町村制の施行により三島町になり、昭和10年4月には北上村を編入し、昭和16年4月に錦田村と合併して市制を施行しました。

さらに、昭和29年3月に中郷村を編入して、現在は総面積62.13km²の市域となりました。

昭和9年12月丹那トンネルが開通して現在のJR東海道線の三島駅が開業し、昭和44年、JR新幹線三島駅の開業により、経済・生活圏が拡大して大規模な住宅団地の造成が相次ぎ、人口の急増が昭和50年代まで続きました。

昭和61年4月には人口が10万人を超え、住宅都市的性格を持つ都市となり、県東部では沼津市と共に、中核都市としての位置を占めています。

伊豆への交通は、周辺整備が進み利便性が増したJR三島駅から伊豆箱根鉄道駿豆線が、国道1号から国道136号が、それぞれ接続しています。

一方、首都圏からの交通では、東名高速道路沼津インターチェンジが伊豆縦貫自動車道の一部開通により国道1号「三島・塚原インター」に接続し、箱根および伊豆へのアクセスが飛躍的に改善し、JR新幹線と共に重要な位置を占めています。

市内には、国立遺伝学研究所、日本大学、放送大学静岡学習センター、佐野美術館等の教育文化施設があり、昭和58年に国土庁から「水緑都市モデル地区」の指定を受け、文教・住宅・商業・観光を中心として発展しています。

また、三島市の特徴のある子育ての施策として、県下で最古の公立幼稚園の設置や昭和23年には認可保育園を開設するなど幼児教育の充実が上げられています。

その他の施策では、平成12年7月にISO14001（※1）を認証取得して9年間、様々な環境施策を展開し平成21年7月26日に市民参加の下、「自己適合宣言」を行い、地域に開かれた環境マネジメントシステムとして、市民とともに環境先進都市実現に努める他、「食」が生きる上での基本であることを踏まえ、市民の安全・安心な暮らしを守り子どもたちの健やかな成長を支えるため、「三島市食育基本計画」を策定し、すべての市民が食を楽しく学び、健やかな心身と豊かな人間性を育むことができるよう特色ある食育の推進を図るなど、「環境先進都市」、「食育先進都市」として住みやすい街の実現をめざしています。

（※1）環境への影響を組織的に管理し、負荷の低減や有益性の向上を図る仕組みとして、環境マネジメントシステムの構築と運用を定めた国際標準規格をいいます。

第2節 三島市の子どもを現況を表す統計等

(1) 出生数と年少人口

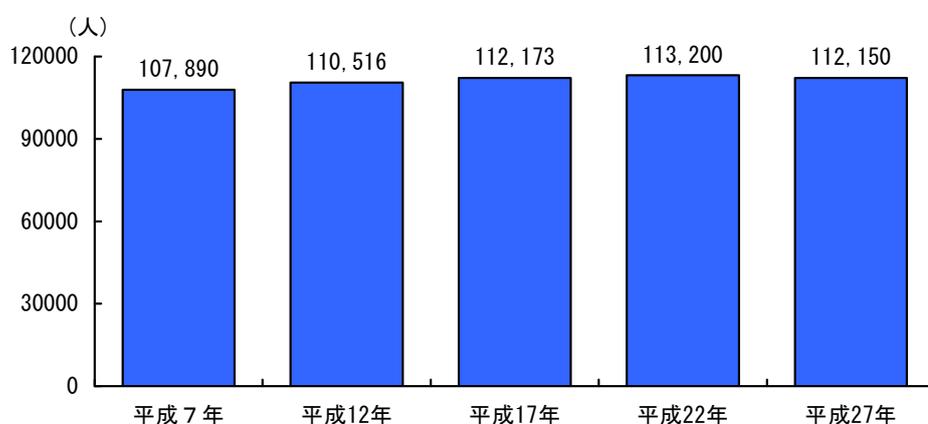
本市の人口の推移は、平成7年に107,000人台であったのが、平成17年には112,000人台と増加傾向にあり、現在の推計では、平成27年は112,000人台と推計されています。

出生数と結婚件数の推移は、ばらつきがあるものの、大きな減少はありません。

合計特殊出生率は、静岡県 averages よりも低い水準となっています。

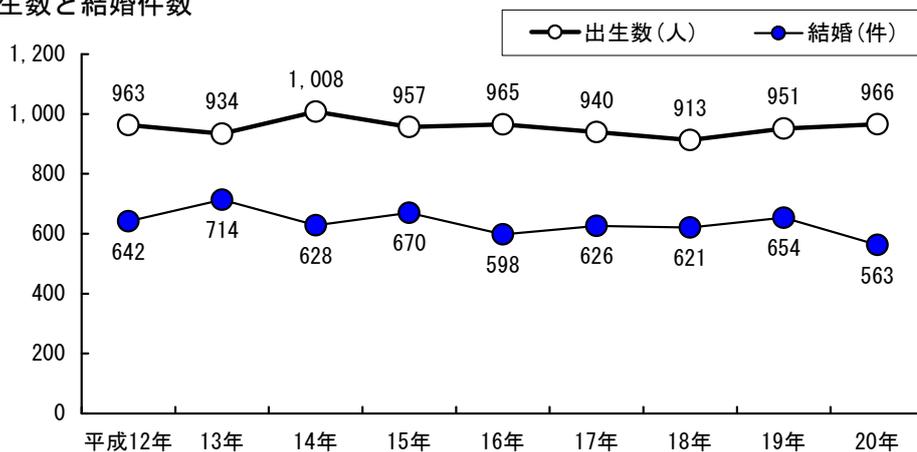
また、現時点の人口推計では、年少人口は平成26年に13%を下回ると予測されます。

◆人口の推移



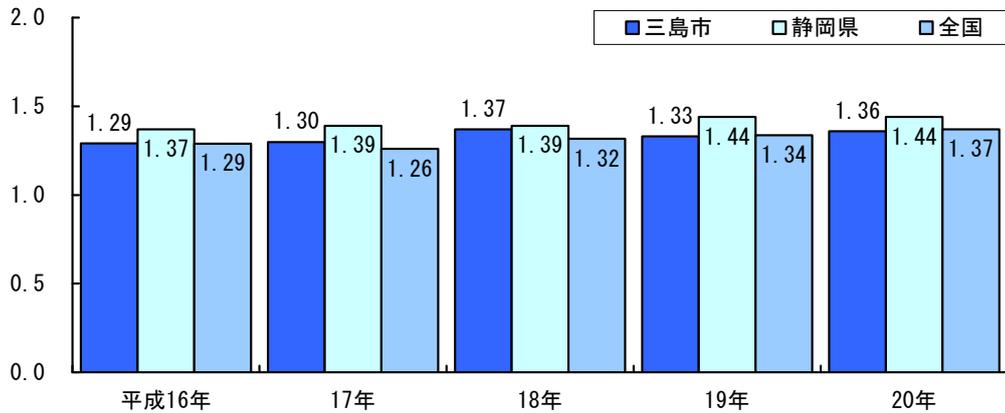
資料：(平成17年まで国勢調査)、(平成22年以降人口推計)

◆出生数と結婚件数



資料：三島市の統計・人口動態

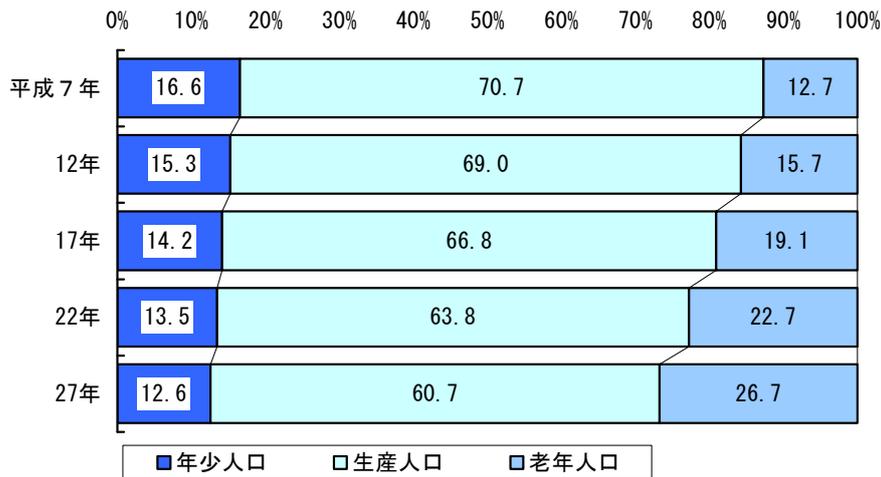
◆合計特殊出生率（※2）



資料：人口動態

（※2）合計特殊出生率とは一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す出生率で、上の表は、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。

◆年齢3区分別人口の推移



資料：（平成17年まで国勢調査）、（平成22年以降人口推計）

※ 年少人口は0～14歳、生産人口は15～64歳、老年人口は65歳以上をいいます。

（2）幼稚園児・保育園児数の推移

保育園の入園児童数の推移をみると、年々増加傾向にあります。その要因として、共働き世帯の増加等が考えられます。

保育園の定員とその充足率をみると、平成19年度以降は100%を超えています。委託を含め、定員数を超えて児童を受け入れている状態となっています。

一方、幼稚園の入園児童数の推移をみると、年々減少傾向にあります。

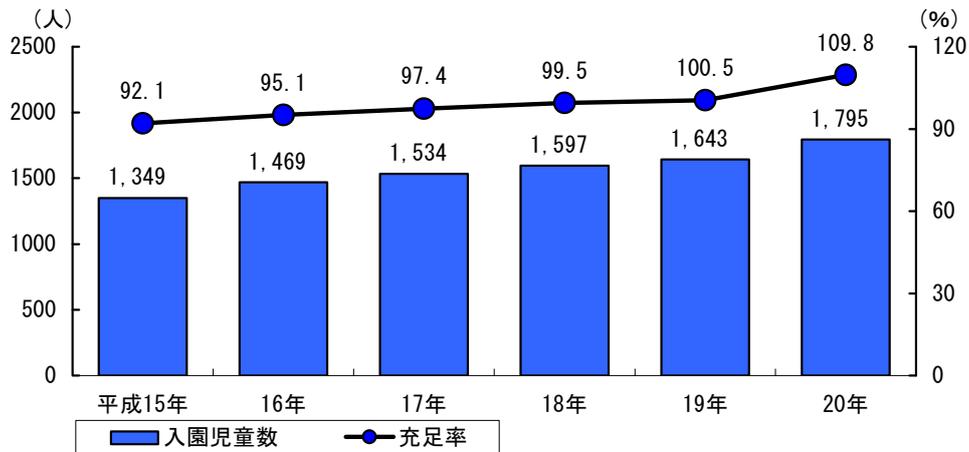
◆保育園の状況

(各年度4月1日現在)

年度	施設数			定員(人)			入園児童数(人)			
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	委託	計
平成15年	8	10	18	640	825	1,465	598	661	90	1,349
16年	8	10	18	660	885	1,545	640	736	93	1,469
17年	8	10	18	660	915	1,575	630	812	92	1,534
18年	8	10	18	660	945	1,605	630	880	87	1,597
19年	8	10	18	660	975	1,635	648	904	91	1,643
20年	8	10	18	660	975	1,635	659	1,056	80	1,795

資料：三島市の統計（子育て支援課）

◆保育園の定員充足率と入園児童数の推移



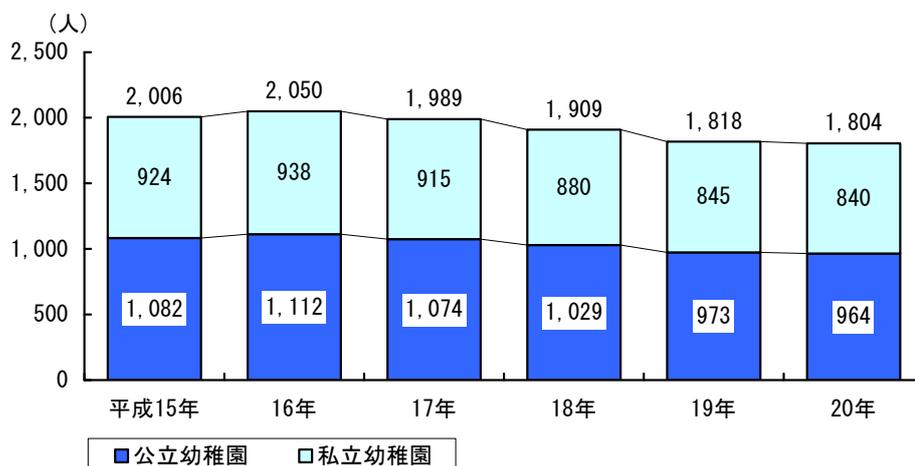
◆幼稚園の状況

(各年5月1日現在)

年度	園数			学級数			園児数(人)		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
平成15年	14	6	20	47	39	86	1,082	924	2,006
16年	14	6	20	50	40	90	1,112	938	2,050
17年	14	6	20	50	39	89	1,074	915	1,989
18年	14	6	20	50	40	90	1,029	880	1,909
19年	14	6	20	46	38	84	973	845	1,818
20年	14	6	20	44	38	82	964	840	1,804

資料：三島市の統計（学校基本調査）

◆幼稚園児数の推移



(3) 小学校児童数の推移

小学校児童数の推移をみると、平成15年度は6,500人台だったものが、平成19年度以降は6,300人台に減少しています。

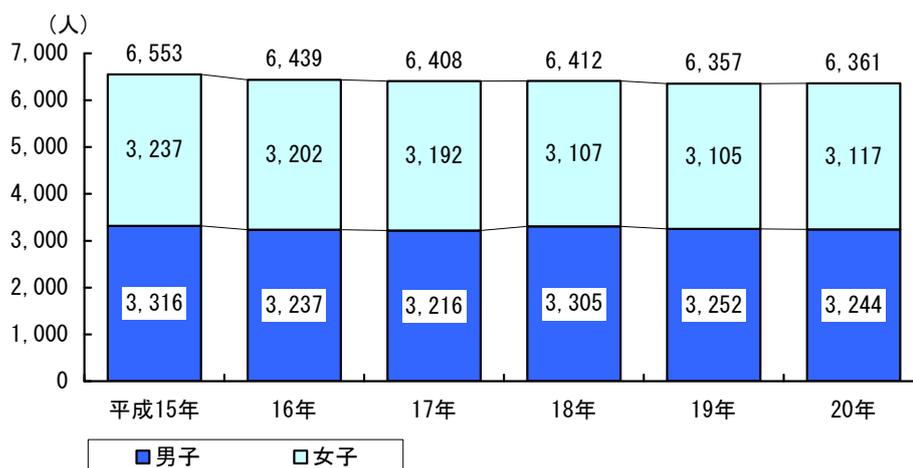
◆小学校の状況

(各年5月1日現在)

年度	学校数	学級数	児童数		
			男子	女子	計
平成15年	14	215	3,316	3,237	6,553
16年	14	213	3,237	3,202	6,439
17年	14	209	3,216	3,192	6,408
18年	14	209	3,305	3,107	6,412
19年	14	207	3,252	3,105	6,357
20年	14	208	3,244	3,117	6,361

資料：三島市の統計（学校基本調査）

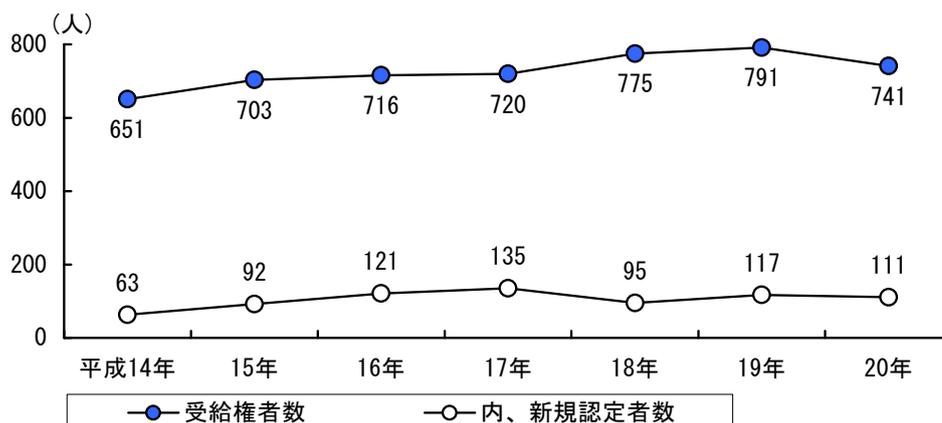
◆小学校児童数の推移



(4) 児童扶養手当受給権者数の推移

児童扶養手当受給権者数の推移をみると、平成19年度までは増加傾向にありましたが、平成20年度は減少しています。

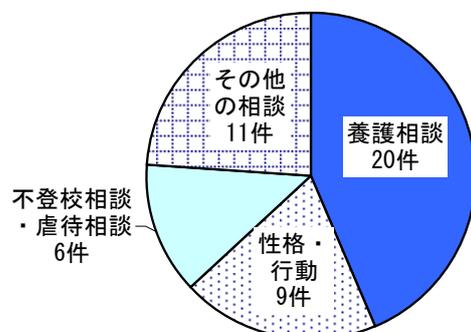
◆児童扶養手当受給権者数の推移



(5) 児童相談

平成20年度の家庭児童相談室への相談内容をみると、年間に養護相談が20件、生活・行動が9件、不登校相談・虐待相談が6件、その他の相談が11件で合計46件となっています。

◆相談内容の内訳



(6) 児童センターの利用者状況

児童センターの利用者状況をみると、平成15年度の利用児童数は約40,000人だったものが、年々減少し、平成18年度には31,000人台まで減少し、平成19年度には32,000人台と増加傾向を示してきました。

(※平成20年度は、センターの改修工事により1ヶ月間閉館となり総利用者数が減少しました。)

◆児童センター利用者状況

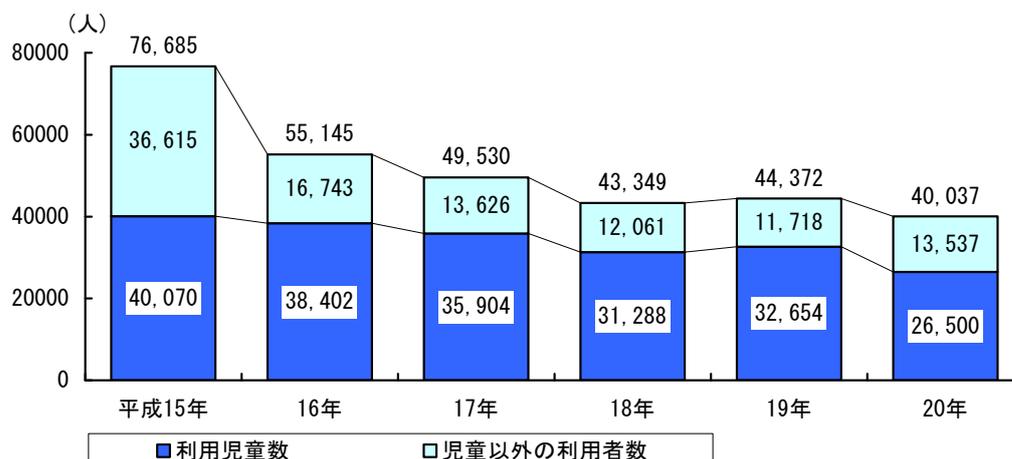
(各年度末日現在)

年度	利用児童数	児童以外の利用者数	総利用者数
平成15年	40,070	36,615	76,685
16年	38,402	16,743	55,145
17年	35,904	13,626	49,530
18年	31,288	12,061	43,349
19年	32,654	11,718	44,372
20年	26,500	13,537	40,037

資料：三島市の統計（市民生涯学習センター）

※児童とは、乳幼児、小学生、中学生を対象とする。

◆児童センター利用者数の推移



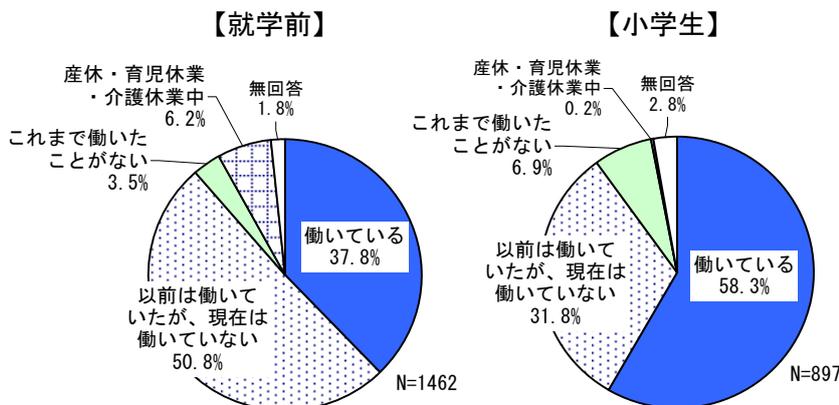
第3節 アンケートでみる子育て世帯の状況と課題

●「働きながら子育てできる適当な仕事がない」との回答が約4割。

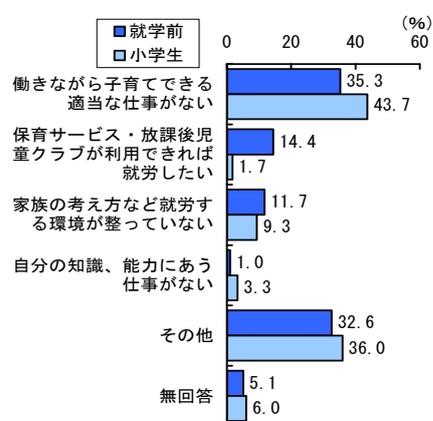
主な保育者の就労状況は、「働いている」人は就学前で37.8%、小学生で58.3%となっており、逆に「現在は働いていない」は就学前で50.8%、小学生で31.8%となっています。

就労希望がありながら働いていない理由としては、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」という意見が就学前で35.3%、小学生で43.7%となっており、子育てする親の就労環境の整備が課題となっています。

◆主な保育者の就労状況



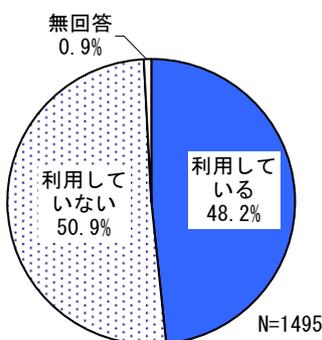
◆就労希望がありながら働いていない理由



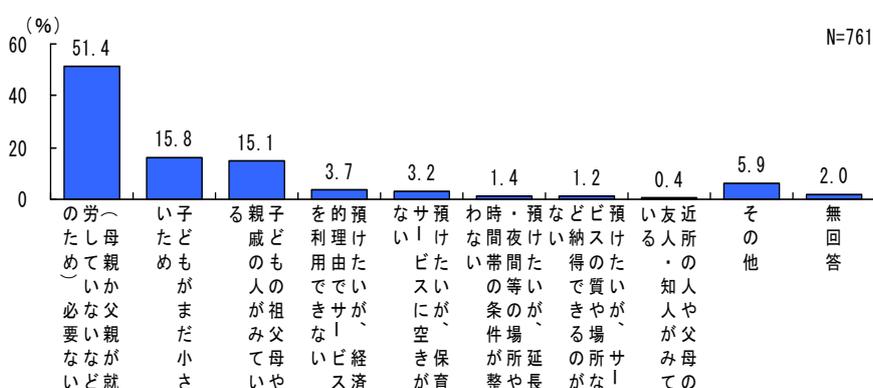
●保育サービスを利用したいが、利用できない理由がある。

就学前児童保護者に保育サービスの利用状況を聞いたところ、約半数が「利用している」と回答し、その内訳の多くは「認可保育園」や「幼稚園」となっています。一方、「利用していない」は全体の50.9%であり、その理由に預けたくても、「経済的理由でサービスを利用できない」3.7%、「保育サービスに空きがない」3.2%、「延長・夜間等の場所や時間帯の条件が整わない」1.4%、「サービスの質や場所など納得できるのがない」1.2%となっています。

◆保育サービスの利用状況【就学前】



◆保育サービスを利用していない理由【就学前】



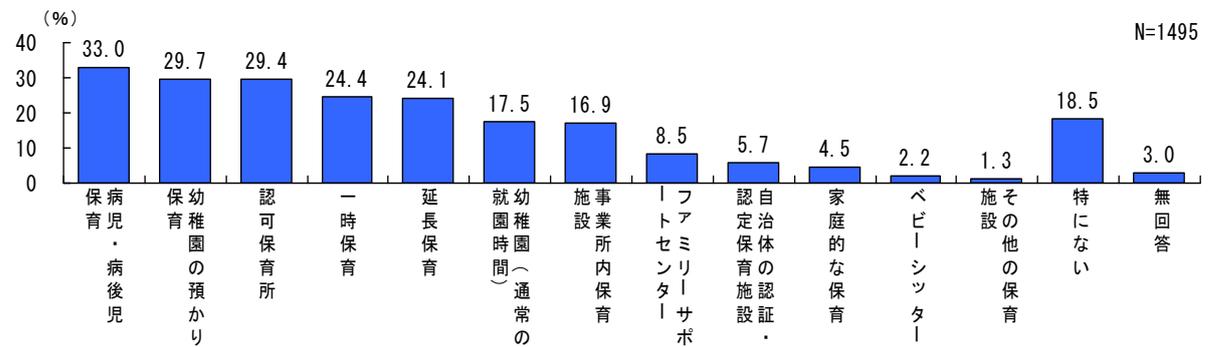
※ 保育サービスとは、認可保育園、家庭的な保育（いわゆる保育ママ）、事業所内保育施設、市町村等自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設、幼稚園（通常の就園時間）、幼稚園（通常の就園時間を延長して預かるサービス）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンターで、定期的に受けているサービスをいいます。

●利用希望がある保育サービスは、「病児・病後児保育」、「幼稚園の預かり保育」「認可保育園」、「一時保育」、「延長保育」が多くなっている。

就学前児童保護者に利用希望がある、あるいは不足していると思うサービスを聞いたところ、上位は「病児・病後児保育」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育園」、「一時保育」、「延長保育」などとなっています。

これらのサービスを利用したい理由の多くは、就労との関係であり、ワーク・ライフ・バランスの充実が求められています。今後も保育園・幼稚園の配置と利用者の調整をし、適正なサービス配置を進めるとともに、病児・病後児保育などのきめ細かいサービスの充実をしていく必要があります。

◆利用希望がある、あるいは不足していると思うサービス【就学前】（複数回答）

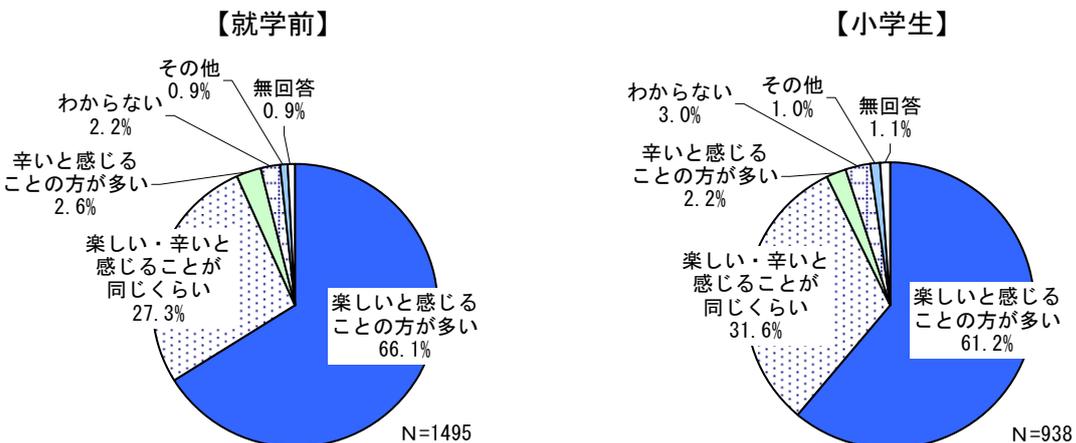


●子育てを楽しく感じられるための環境整備が必要。

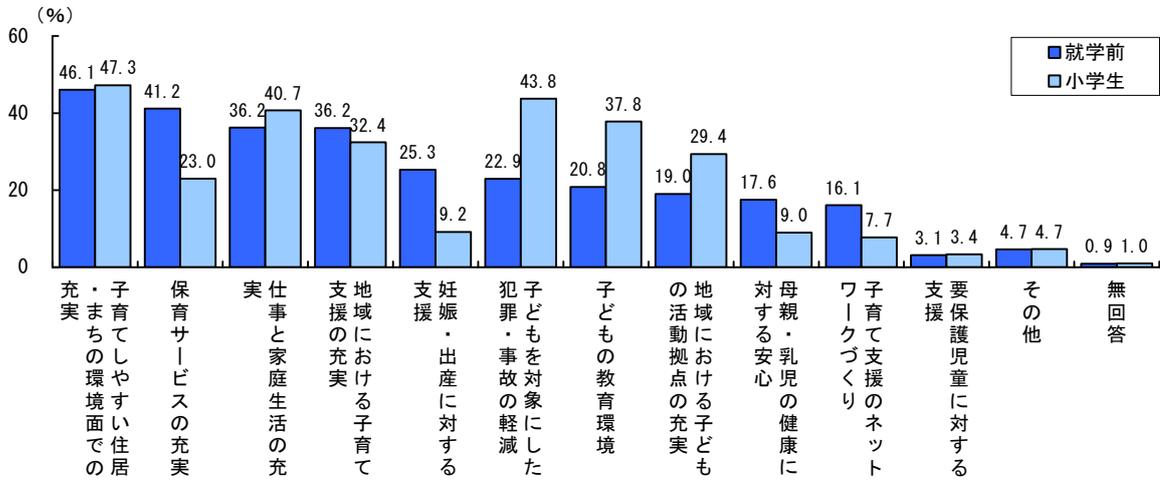
子育てを楽しいと感じるか辛いと感じるか聞いたところ、「楽しいと感じることの方が多い」は就学前児童保護者 66.1%、小学生保護者 61.2%で6割以上となっています。しかし、一方で少数ですが「辛いと感じることの方が多い」との回答もみられます。

また、子育て支援のために効果が高いと考える施策は、就学前では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の充実」、「地域における子育て支援の充実」などが多く、小学生では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」、「仕事と家庭生活の充実」、「子どもの教育環境」などが多くなっています。市民が、子育てを楽しく感じられる環境整備を進めていく必要があります。

◆子育てを楽しいと感じるか



◆子育て支援のために効果が高いと考える施策【就学前・小学生】（複数回答）



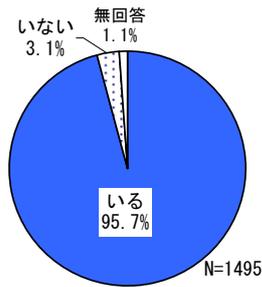
●相談相手は家族や友人が大半、身近に知人がいなくても利用できる相談窓口の整備が急務となっている。

子育てについて気軽に相談できる人がいるか聞いたところ、就学前児童保護者・小学生保護者のいずれも「いる」が大半を占めています。

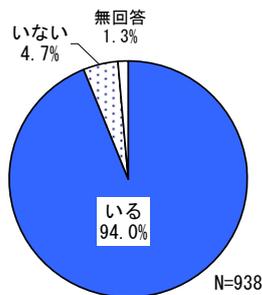
その内訳の多くは、親や家族、友人といった身近な人が多くなっています。しかし逆に、家族や友人がそばにいないと孤立化してしまう状況も懸念されます。身近な人以外に、いつでも気軽に相談できる相談体制の整備が重要課題になっています。

◆相談相手の有無

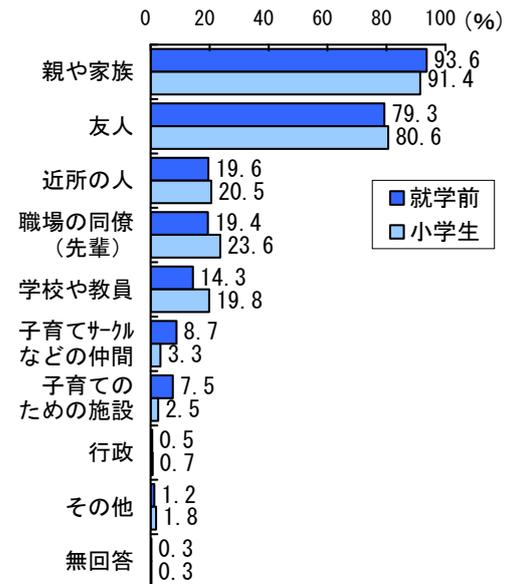
【就学前】



【小学生】



◆相談相手（複数回答）



●子育て支援サービスの評価向上と利用促進が重要。

利用したことのあるサービスの評価について、就学前児童保護者と小学生保護者の評価は下表のとおりです。

いずれのサービスも平均点の3点を上回っており、特に、就学前では「図書館」、「保育園や幼稚園の園庭開放」、「両親学級」など、小学生でも「図書館」、「保育園や幼稚園の園庭開放」などは4点を超え評価が高くなっています。

しかし、「教育相談」、「家庭児童相談室」、「子どもの一時保育」などは無回答が多く、認知度の低さから利用していない可能性が考えられます。

◆利用したことのあるサービスの評価【就学前】

(単位：%)

	全体 (人)	良い	ほぼ良い	普通	やや悪い	悪い	無回答	得点 (平均)
母親学級	1495	19.8	13.7	17.2	0.5	0.4	48.4	4.01
両親学級	1495	15.3	10.3	11.7	0.3	0.3	62.1	4.05
育児学級	1495	8.2	7.5	8.8	0.7	0.3	74.5	3.88
保健センターの情報・相談	1495	11.9	12.3	20.5	3.5	1.0	50.8	3.62
家庭教育に関する学級・講座	1495	2.4	2.8	7.0	0.5	0.1	87.1	3.53
教育相談	1495	0.7	1.3	4.9	0.6	0.1	92.4	3.26
子どもの一時保育	1495	3.5	3.3	5.3	1.6	0.7	85.6	3.50
保育園や幼稚園の園庭開放	1495	24.9	15.6	10.8	1.4	0.5	46.8	4.19
児童館の行事	1495	9.6	8.8	7.4	0.4	0.2	73.5	4.03
地域子育て支援センター	1495	22.2	16.5	14.1	1.9	0.7	44.6	4.04
図書館	1495	27.2	17.1	12.2	0.7	0.2	42.5	4.22
家庭児童相談室	1495	1.1	1.5	4.9	0.5	0.2	91.7	3.35
自治体が発行する子育て情報誌	1495	9.1	11.1	14.7	1.6	0.3	63.2	3.74

◆利用したことのあるサービスの評価【小学生】

(単位：%)

	全体 (人)	良い	ほぼ良い	普通	やや悪い	悪い	無回答	得点 (平均)
母親学級	938	16.4	13.8	20.4	0.7	0.0	48.7	3.89
両親学級	938	8.7	6.8	12.2	0.4	0.1	71.7	3.84
育児学級	938	9.1	7.5	12.8	0.7	0.1	69.8	3.82
保健センターの情報相談	938	8.1	10.9	23.1	5.4	1.1	51.4	3.40
家庭教育に関する学級・講座	938	4.1	5.9	11.5	1.2	0.2	77.2	3.54
教育相談	938	1.6	1.5	7.0	1.5	0.1	88.3	3.25
子どもの一時保育	938	3.0	2.5	6.4	1.3	0.6	86.2	3.43
保育園・幼稚園の園庭等の開放	938	18.0	18.2	12.7	1.7	0.3	49.0	4.02
児童館の行事	938	10.7	11.2	9.0	0.6	0.1	68.4	4.00
地域子育て支援センター	938	11.3	12.4	10.0	1.6	0.7	64.0	3.88
図書館	938	29.7	22.0	11.5	0.5	0.5	35.7	4.24
家庭児童相談室	938	1.5	1.7	5.9	1.2	0.1	89.7	3.32
自治体が発行する子育て情報誌	938	6.4	8.8	15.4	1.2	0.5	67.7	3.60

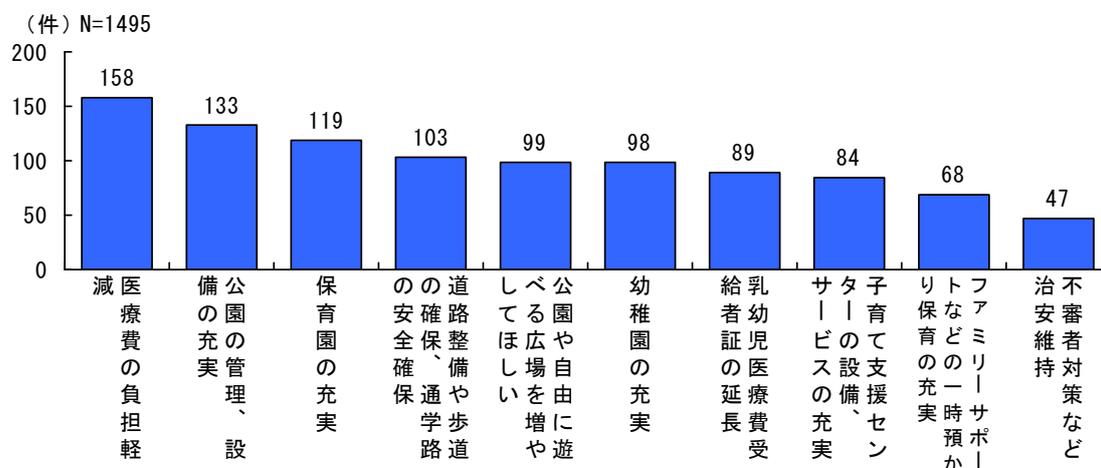
<得点>良い：5点、ほぼ良い：4点、普通：3点、やや悪い：2点、悪い：1点、無回答：配点なし

●自由意見欄で多かった要望。

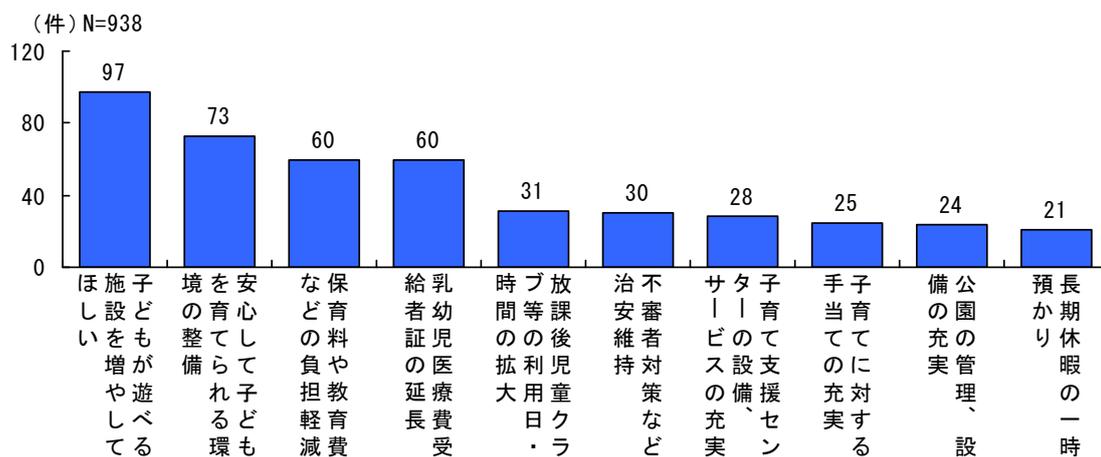
アンケートにご意見を自由に記入していただきました。下図はその内容の件数が多かったものを表示しています。

主に、「医療費の負担軽減」、「乳幼児医療費受給者証の延長」、「保育料や教育費などの負担軽減」や、「公園の管理、設備の充実」、「子どもの遊べる施設を増やしてほしい」、「道路整備や歩道の確保、通学路の安全確保」などの施設整備やまちづくりの充実の意見、そして、「保育園・幼稚園の充実」、「子育て支援センターの設備、サービスの充実」など子育てサービスのきめ細かな充実の意見がありました。

◆自由意見で多かった要望【 就学前 】



◆自由意見で多かった要望【 小学生 】



Ⅱ 計画の構想

第1節 基本的な考え方

全国的な出生率の低下とともに、少子化社会が本格的に到来してきました。本市も同様な傾向が統計や社会調査などにより明らかとなっています。このような少子化の背景には、安心して子どもを生み・育てるためのハード面やソフト面での環境整備の遅れや、社会、地域、家庭のあり方に変化が生じていることなどが考えられます。

そこで、本市では子どもが「育つ」ための環境整備を目指すことを中核にして、子どもの視点に立った児童育成計画として、平成12年3月に「エンゼルスマイルみしま」を策定しました。

さらに、三島市の子どもを取り巻く現状を踏まえて、従前の児童育成計画と新たに次世代育成支援対策推進法に基づく施策を盛り込み、平成17年3月「三島市次世代育成計画（エンゼルスマイルみしまⅡ）」前期計画を策定し、今回（平成22年3月）前期計画の達成状況や見直しを行い、更新、策定していきます。

日本国憲法第25条で子どもを含めて、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障されています。この精神は児童憲章で明確化され、さらに平成6年4月に日本で批准された「児童の権利に関する条約」でも児童の権利が保障されています。

子どもが「育つ」という事は、平和な国家及び社会の形成者の一人として必要な資質能力を身につけていく、つまり、「学ぶ」事であり、そして、「学ぶ」という言葉の起源が「真似ぶ（真似る）」にあることを思えば、子ども達が「育つ」上で絶対的に必要なものは、子どもにとっての真似るべき対象、換言すれば、「お手本」であり「見本」であり「モデル」です。

したがって、子ども達の健全な「育ち」を保障するためには、子どもの生活を取り巻く保護者や地域社会、ひいては、この国の社会全体の健全な「育ち」が前提となります。

以上の視点から、次の基本理念と基本目標を設定します。

《基本理念》

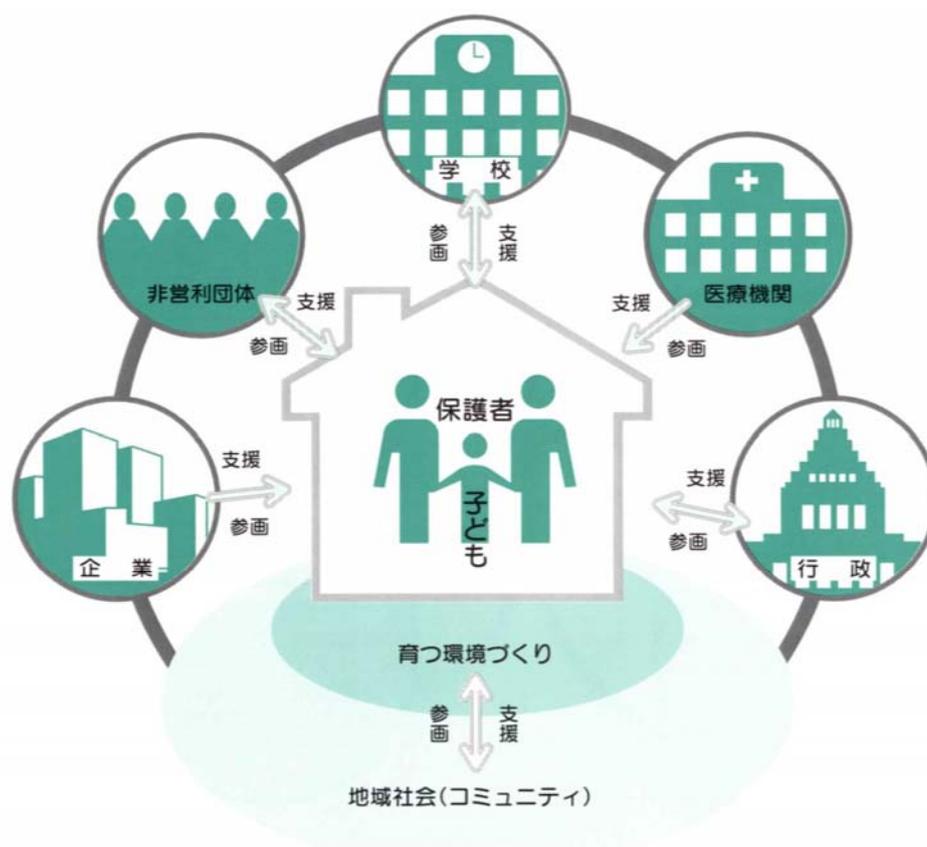
「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充

第2節 基本目標

基本目標は、本市の「子どもが育つ社会環境の整備と拡充」の基本理念に基づいて子どもの視点から、育成環境の整備を推進するため、次の基本目標を掲げます。

《基本目標》

- 1 「子どもが育つ」環境づくり
- 2 「保護者が育つ」環境づくり
- 3 「地域社会（コミュニティ）が育つ」環境づくり



第3節 施策の体系

基本理念

「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充

第1章『子どもが育つ』環境づくり

第1節 母子保健医療体制の充実と食育の推進

- (1) 相談や訪問体制の充実による育児不安や悩みの軽減
- (2) 健康教育・健康診査の充実による異常の早期発見と早期療育
- (3) 予防接種の推進による感染症の予防
- (4) 救急医療体制の整備による救急医療の確保
- (5) 医療費助成による医療費負担の軽減
- (6) 療育体制の整備
- (7) 食育の推進

第2節 保育園・幼稚園などの多機能化の推進

- (1) 公立保育園の充実
- (2) 民間保育園の充実
- (3) 民間保育園充実のための支援
- (4) 認可外保育園等への支援
- (5) 市立幼稚園教育の充実
- (6) 私立幼稚園への支援
- (7) 三島市幼児教育振興プログラムの推進

第3節 子どもの個性を伸ばす教育の推進とゆとりの確保

- (1) ゆとりある教育の推進
- (2) 思春期保健対策の充実

第4節 放課後児童健全育成事業の充実

- (1) 学童保育の充実
- (2) 学校休業日における充実

第5節 遊びや交流の場の整備

- (1) 公園・水辺環境の整備の推進
- (2) 学校開放等の推進

第6節 安全で快適な生活環境の整備

- (1) 安全な生活環境の整備
- (2) 人と自然にやさしい環境づくり

第7節 ゆとりある住環境の整備

- (1) 住宅相談・情報提供サービスの充実
- (2) 市営住宅の充実促進
- (3) 持家取得・リフォームの支援

第8節 人材の育成と確保

- (1) 研修教育の推進
- (2) 人材登録制度の推進

第2章『保護者が育つ』環境づくり

第1節 意識啓発活動の推進

- (1) 子育て家庭にやさしい市民意識の啓発
- (2) 男女共同参画社会意識の醸成と活動の促進
- (3) 中・高校生が乳幼児とふれあう機会の充実

第2節 親と子の学習機会の充実

- (1) 家庭教育の推進
- (2) 育児グループ等の育成・支援

第3節 情報提供と相談支援体制の充実

- (1) 情報提供の推進
- (2) 相談支援体制の充実

第4節 子育てと就労の両立支援

- (1) 就労環境の整備
- (2) 各種制度の普及促進

第5節 子育て家庭の負担軽減

- (1) 就園・就学経費の負担軽減、各種手当の充実

第3章『地域社会（コミュニティ）が育つ』環境づくり

第1節 子どもの創造性・社会性を育む環境づくり

- (1) 青少年健全育成事業等の推進支援
- (2) 少年教育の推進
- (3) まちづくり意識の啓発

Ⅲ 基本計画

第1章 『子どもが育つ』環境づくり

第1節 母子保健医療体制の充実と食育の推進

(1) 相談や訪問体制の充実による育児不安や悩みの軽減

現状と課題

- ニーズ調査では、就学前児童保護者のサービスの認知度は、「保健センターの情報・相談サービス」は約8割と高い割合でしたが、「家庭教育に関する学級・講座」と「家庭児童相談室」が4割弱と低くなっています。より認知度を高め、サービスを利用することで育児不安や悩みを軽減できるように努める必要があります。
- 相談内容の多様化に伴い専門スタッフの充実や実施方法の改善が求められています。
- 新生児訪問では、母親の育児不安が最も強くなる第1子への訪問を強化していくとともに、第2子・第3子の家庭にも訪問を行っていく必要があります。
- 子どもの健全な発育、発達を促すためには、愛情溢れる良好な親子関係の確立が何より重要です。安心して子育てできるよう、育児相談の場を整備・充実していくことが必要となっています。

施策の方向

- 母親が安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、出産前から出産後まで一貫した母子保健対策を実施し、特に育児不安の高い時期の支援等、市民ニーズに対応した質の高い母子保健医療体制等の充実に努めます。
- 妊娠、出産、育児等に関する相談に、日常的に保健センターや家庭児童相談室で対応するほか、マタニティセミナーや乳幼児健康診査、各種相談会などにおいても、乳幼児の健康や発達上の不安や悩みに対する相談・指導を充実するとともに、市民の身近な場所で受けられる健康相談を実施します。
- 必要に応じて家庭訪問を行うなどの支援を行うとともに、乳幼児の子育てに関わる様々な相談に対応するため、電話相談を実施します。
- 母子健康手帳の交付などを通して、乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。

項目	内容
①妊婦相談の充実	妊娠・出産に対する不安を軽減するため、母子手帳交付時における相談体制を充実し、リスクの早期発見と指導に努めます。
②乳幼児健康育児相談の充実	肥満・体重増加不良等の発育、お座り・ハイハイ等の運動発達、ことばの発達、離乳食の進め方・偏食など栄養の心配、アレルギー、乳歯の手入れ、事故予防について等、多様化しているニーズに応えるため、相談会のスタッフの充実を図ります。
③2歳児健康相談会の充実	1歳6か月頃からの、肥満ややせなどの体格やことばの遅れ等の発育・発達の相談、しつけ・生活習慣の自立などの養育の相談等に対応していくために、相談内容や相談体制の充実を図ります。
④子育て悩み相談会の充実	少子化や核家族にともなう育児の孤立化、母親のストレス増加傾向の中、育児支援の一環として心理判定員による個別相談を実施し親の育児不安を軽減し、子どもの健全な発達を目指すとともに保護者の健康の保持増進を図ります。
⑤幼児個別相談会	精神発達、情緒行動上の問題、親子関係等の問題で精密検査を必要とする幼児を対象に児童相談所の心理判定員による個別相談を行うことにより、障害の早期発見をし早期に対応していくことにより幼児の健全な発達を促します。
⑥言語相談会	言語発達において、経過観察が必要な幼児に対し、継続的な相談指導を行うことにより、育児への不安を軽減し、子育てを支援していく場とします。
⑦電話相談体制の整備	妊娠・出産・育児・乳幼児期の健康及び予防接種等に関する不安・心配などに対応するための電話相談体制を整備します。
⑧家庭訪問指導の充実	精神・身体的にも不安定で、育児不安が最も強い産後1か月位の時期に行う新生児訪問や育児中の支援を必要とする親子や健診未受診者に対して、タイムリーな訪問ができるよう、体制整備やマンパワーの確保に努めます。
⑨個別健康管理体制	正確かつ長期的に個別健康管理ができるように、電算化を導入します。

(2) 健康教育・健康診査の充実による異常の早期発見と早期療育

現状と課題

- 子どもの健やかな発育・発達に対して両親が適切に子育てできるように健康教育を支援する必要があります。
- 子どもが健やかに成長していくためには、母子が心身ともに健康であることが大切です。日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る必要があります。
- 子育てについての知識、技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備として「育児について学ぶ機会」の確保も重要となります。
- 出産を望んでいるにも関わらず不妊に悩み、不妊治療を行っている夫婦の中には、経済的な理由から治療が継続できない場合もあります。このような人達への不妊治療補助を行っています。
- 子どもが健やかに成長するためには、「疾病の予防」、「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」、「不慮の事故防止」などへの支援が重要です。
- 豊かで楽しい食生活は、豊かな人間性の形成、また良好な家族関係づくりの基礎になります。乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、体験活動や市民参加の取組みを進めることが重要です。

施策の方向

- 子どもの健やかな発育・発達に対して両親が適切に子育てできるよう、パパママセミナー・マタニティセミナー・離乳食講習会・3か月児健康教室・幼児事後教室（遊ぼう会）など健康教育を通して支援していきます。
- 健康診査は子どもが健やかに成長するように医療関係機関との連携により、今後も定期的実施していきます。
- 発達が「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで家族を含めた支援をしていくとともに、療育相談を行うなど、関係機関の連携により早期発見・早期支援に努めます。
- 不妊治療補助を継続していきます。
- たんぽぽ教室の充実に努めていきます。

項目	内容
①パパママセミナーの充実	妊婦のニーズに応じた教室を開催することにより、妊娠・出産・育児の知識を深めるとともに、仲間づくりの場や、さらに父親の育児参加を促進するような場とするために内容・方法等を検討します。妊娠中の栄養について、栄養士による講話と調理実習を実施し食生活の改善を図ります。
②3か月児健康教室の充実	今後の育児についての心構え・予防接種・健康管理について、栄養士・保健師による講話と身体計測・発達チェック、グループワークを行います。所要時間を短くする方法を工夫し、図書館との共催によるブックスタートの継続をします。

項目	内容
③前期・後期離乳食講習会の充実	より育児が楽しくなるように、赤ちゃんとの遊び方や手軽にできる離乳食などを学べる機会として、また仲間づくりの場として内容の充実を図っていきます。 前期・後期の講習に分けて実施しています。参加希望者がすべて参加できるように回数の増加を検討していきます。
④幼児事後教室（あそぼう会）の充実	関係機関との連携を図り、健診事後のフォローの一環として、内容・回数の充実を図ります。参加者に対して丁寧な話し合いを実施し、卒業後の育児グループやたんぽぽ教室につなげていきます。
⑤たんぽぽ教室の充実	たんぽぽ教室用の施設が供用開始され、さらなる事業内容の充実を図っていきます。
⑥妊婦健康診査の充実	安全な妊娠・出産の確保、異常の早期発見・早期治療につながるように100%受診を目指し、受診勧奨の徹底を図り、周産期・乳児死亡率、低体重児出生率の低下を図ります。また医療機関と連携を図り、ハイリスク妊婦とそのフォローを強化します。
⑦乳児（4か月・10か月児） 幼児（1歳6か月・3歳児） 健康診査の充実	この時期の健康診査の必要性を周知徹底し、100%受診に努める。乳児期の事後フォローの充実を図るために医療機関との連携を強化します。また、乳幼児の事後フォロー体制の充実と整備、スタッフ・内容の充実を図ります。
⑧保育園における食育実践	保育園では今後も発達段階に応じた食育を通して、正しい生活習慣や健全な食意識を身に付け健康的な生涯を送ることができるよう、子ども達の感性や食を営む力を高めていきます。

<母子保健体制>

区分	妊娠	出産	1歳	2歳	3歳
健康教育	パパママセミナー マタニティセミナー	3か月児教室 前期離乳食講習会 後期離乳食講演会	← あそぼう会 (幼児事後集団教室) →		
健康育児相談	妊婦相談		乳幼児相談 すくすく健康相談(健康事後相談) 電話相談	幼児個別相談・言語相談 2歳児相談	
健康診査	妊婦健康診査	4か月児健康診査 10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査
訪問事業	妊婦訪問	新生児・妊婦訪問	乳幼児訪問 育児支援		
その他		← 予防接種(ポリオ・ツ反BCG・3種混合・麻疹・風疹・日本脳炎) →			
			育児自主グループ育成支援		

(3) 予防接種の推進による感染症の予防

現状と課題

- 予防接種の知識の啓発普及を図るため、健康診査、健康相談会等の機会を利用して助言・指導を行っていますが、児童・生徒の予防接種の接種率が低下していることから、予防接種の必要性の周知や学校との連携が必要となっています。

施策の方向

- 予防接種の知識の普及を図り接種率の向上に努めるため、学校との連携を図ります。
- 疾病予防のための予防接種、結核予防のための健康診断・予防接種を推進します。

項目	内容
① 予防接種の安全な実施と接種しやすい体制作りの整備	予防接種の知識の普及を図り接種率の向上に努めるため、学校との連携を図ります。また、より安全で接種しやすい体制づくりのため、個別接種を推進し安全性を確保します。
② 個人健康管理システムの整備	電算化により予防接種での個人健康管理システムを整備していきます。

(4) 救急医療体制の整備による救急医療の確保

現状と課題

- 子育て家庭では、子どもの病気に関して不安を持つ場合があり、特に子どもの急な病気に対応できる知識や情報が不足している場合があります。緊急時の相談窓口や救急医療に関する情報提供や小児救急医療体制の整備・充実が重要となっています。

施策の方向

- 休日夜間等において緊急を要する市民の生命を守るため、救急医療事業を引き続き実施していきます。
- 子どもが急病になった時、安心して医療サービスが受けられるように、土曜・休日夜間急病診療、メディカルセンター、沼津夜間救急医療センター等に関する情報提供を進めます。
- 正しい小児救急医療の利用について、周知を図ります。

項目	内容
①休日の夜間等における小児科医の確保	休日夜間等において緊急を要する市民の生命を守るため、救急医療事業を実施します。現在、メディカルセンターにおいて平日夜間は午後10時、土曜日・休日は午後9時まで診療を実施し、それ以降は沼津夜間救急医療センターで内科・小児科医・外科の対応をしています。保護者の不安を軽減するため小児科医師の確保を継続します。

<三島市医療・救急医療診療体制図>

曜日	時間	診 療 時 間																							
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
平日	月 曜	平常一般診療 (病院・診療所) 内科・小児科・外科										内科・小児科・外科 (メディカルセンター)								外科 (2病院)					
	金 曜	外科												内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター)						二次待機 内科・外科・小児科					
土曜日		平常一般診療 (病院・診療所)		←休診→		内科・小児科・外科 (メディカルセンター)								外科 (2病院)											
		外科												内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター)						二次待機 内科・外科・小児科					
休日	日 曜 祝 日 夏祭り 年 末 年 始	内科・小児科・外科 (メディカルセンター)										外科 (2病院)													
		歯科 (在宅輪番)		外科												内科・小児科・外科 (沼津夜間救急医療センター)						二次待機 内科・外科・小児科			
		耳鼻科・眼科・産婦人科 (広域輪番)										二次待機 (広域) 脳神経外科・循環器科													

(5) 医療費助成による医療費負担の軽減

現状と課題

- 三島市では県の乳幼児医療費助成制度に上乘せした、所得制限の撤廃や対象年齢の引き上げを行ってきました。平成21年度には通院は小学校3年まで、入院は小学校6年までと、助成対象年齢を拡大してきましたが、ニーズ調査の自由意見欄をみると「医療費負担の軽減」と「乳幼児医療費対象年齢の期間の延長」の意見が多く、現行の子ども医療費の対象年齢を引き上げなどが求められています。

施策の方向

- 子ども医療費の助成対象年齢を引き上げるなど子育て世代の支援に努めていきます。
- 次世代育成のため、子どもの医療費助成度の拡大が最も求められていますので、県に対しては所得制限や年齢制限等の規制の撤廃と、国に対しては新たに同制度の助成の実施を要望していきます。

項目	内容
①子ども医療費助成の充実	今後も助成対象年齢の引き上げなど、子育て世代の医療費の負担軽減を図っていきますが、子育てに係る医療費の助成は、本来国・県が率先して行うべきものであり、年齢制限の拡大、所得制限の撤廃など、当制度を全国一律のものとするため制度の拡充を働きかけていきます。
②重度心身障害児・者医療費助成の充実	今後も重度障害児・者が安心して医療を受けられるように、本制度を継続して実施していきますが、更に利便性を向上させるため現物給付方式を導入することを県に求めていきます。
③母子世帯等医療費助成の充実	所得制限があり父子家庭が該当することはほとんど無く不公平感が多く、所得制限の変更を働きかけていきます。

(6) 療育体制の整備

現状と課題

- 現在、「たんぼぼ教室」が開催され、児童の基本的な生活習慣の習得及び保護者の育児の悩みの負担軽減に努めていますが、療育機能を強化するために、専門スタッフの人材確保と、関係機関との連携が必要となります。
- 発達障害を含む障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から成年期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じ一貫した相談支援体制が求められています。

施策の方向

- たんぼぼ教室（障害児親子教室）の常設の施設が平成 21 年度に完成し、教室の開催回数の拡大や内容の改善を図るなど、療育機能の充実に努めます。
- 障害児にかかわる職員が障害を理解し、障害児にとって最善の療育が提供できるよう療育内容の見直しを行うとともに、職員の資質の向上を図るため研修会を開催します。
- 事業所等が行っている連絡会や今後、設立予定の自立支援協議会を活用し、障害理解を目的とした研修を実施し、サービス提供事業所職員の資質の向上を図ります。

項目	内容
①妊婦健康診査・乳児健康診査の確実な受診とフォロー	妊婦健診については里帰り先での健診受診費用を申請により償還払いできるようになりました。 乳児健診については未受診者への電話・訪問等で今後も受診勧奨を行います。
②障害児療育相談の充実	県主催あるいは市主催の相談会について学校教育課・子育て支援課と連携し幼稚園・保育園に周知していきます。
③障害児支援事業の充実	自立支援法による（介護・訓練等）給付等を引き続き実施し、申請に基づいた適切な介護・訓練や相談を受ける機会を設けます。 サービス例：自立支援法に基づく、行動援護、児童デイサービス、短期入園等、また地域生活支援事業と市独自に行う移動支援事業・日中一時支援事業及び、発達障害の児童等を対象としたライフサポート事業等
④障害児保育研修の推進	錦田こども園内の幼稚園・保育園・たんぼぼ教室の3施設を有機的に活用し、研修済みの職員の活用を図ります。 特別支援教育推進事業（巡回相談等）や特別支援教育コーディネーター研修を充実させ、職員の資質向上を図ると共に、特別な教育的支援を必要とする園児の支援体制を整えていきます。

(7) 食育の推進

現状と課題

- 栄養が偏った食事や不規則な食生活が生活習慣病などの様々な病気を引き起こす主要な原因の一つとなっており、乳幼児期から小中学生の時期に正しい食生活・食習慣を身につける必要があります。
- 家族団らんで食卓を囲む機会の減少や、食事を通したしつけや家庭教育力の低下がコミュニケーション能力の低下や感情表現の未熟さ、心の不安定さに影響していると考えられるため、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がける必要があります。

施策の方向

- 子どもやその保護者が、様々な体験やしつけを通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の啓発を図ります。
- 自分の歯でよく噛みおいしく食べることは、心身ともに健康な生活を営むために重要であり、歯・口の健康を守ることができるよう、幼児期から噛むことの大切さ、歯科指導等を充実します。
- 骨量が最も増加する時期である中学生を対象に現在の自分の骨の状態を知り、適度な運動と栄養による骨量の増加を図るための機会を充実します。

項目	内容
①食育教室	幼稚園・保育園・小中学校の園児・児童・生徒やその保護者を対象に、栄養士・保健師等が出向き、味覚教育、栄養等の講話・料理実習等を実施し、ボランティア団体等と連携しながら充実を図ります。
②健口教室	子どもたちの歯の健康を守るため、小学校に出向いての、歯科医師の講話、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施し、ボランティア団体等と連携しながら充実を図ります。
③健骨教室	骨量が最も増加する時期である中学生を対象に、超音波骨量測定器による骨量測定と、保健師による生活・運動の指導、栄養士による栄養指導を実施します。
④食育出前講座	育児グループなど団体等からの依頼により、栄養士・保健師等が出向き、食生活・栄養・生活習慣等の講話・料理実習等を実施します。

第2節 保育園・幼稚園などの多機能化の推進

(1) 公立保育園の充実

現状と課題

- ニーズ調査では、緊急時に子どもを預かってもらえないと回答している保護者が約1割となっています。また預ける際の不安や心苦しきがあることもアンケートに表れています。その他、病児・病後児保育、一時保育、延長保育など、さまざまなニーズが現れてきており、ニーズに応じた多様なサービスの提供が求められています。
- 保護者の就労形態が多様化していることから、日曜日・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3日程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスが求められています。
- 育児不安や養育困難、障害の疑いなど広範かつ複雑な事例が増えつつあり、公立保育園と保健師や家庭児童相談員との連携を引き続き図っていく必要があります。
- 現在の公立保育園がある場所は敷地も進入路も狭く、現在以上の駐車場用地の確保が難しくなっています。

施策の方向

- 安全な保育環境を確保するため、平成23年度までに公立保育園^(※3)の耐震化を計画的に進めていきます。
- 潜在的な保育需要を含めた地域の保育需要を考慮して、保育園の適正配置を定期的に検証し、待機児童の解消に努めます。
- 利用希望者の保育ニーズの把握に努め、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など必要な保育事業の充実を図っていきます。
- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、親（とくに母親）の子育ての孤立化を防ぐことも踏まえ、すべての子育て家庭への支援という観点からサービスを充実していきます。

(※3) 本計画では、一般的な名称として「保育園」を使用していますが、児童福祉法では「保育所」と規定されています。

項目	内容
①公立保育園の施設整備	<p>少子化にもかかわらず、保育園の入園希望者が増加し入園定員の不足が指摘されており、耐震化による施設の改修に併せて定員増を図っていきます。</p> <p>また、厚生労働省保育園運営指針による、保育園と幼稚園の共用化等を検討していきます。</p> <p>また、現在の公立保育園は、敷地の狭さから施設の拡張等は難しくなっていることから、施設の改修時には民設民営化を視野に入れた移転、統合を検討していきます。</p> <p>◎耐震補強工事による施設整備（予定） 平成22年度・・・青木保育園 平成23年度・・・緑町佐野保育園 平成23年度・・・光ヶ丘保育園</p> <p>◎建替えによる施設設備（予定） 平成23年度・・・幸原保育園</p>
②保育園周辺の駐車場確保	<p>錦田こども園に見られるような、小学校の跡地を利用し建築する例は今後とも難しく、施設の拡張に伴う駐車スペースの確保は、大変難しいと考えられます。これからは施設の改修等は幼・保合築等により、敷地の有効利用を図っていきます。</p>
③職員の効率・適正配置の検討	<p>耐震化に伴う定員変更で園児の増加が見込まれるため、入園児童数に対応する適正な人員配置を検討していきます。</p>
④保育内容の充実	<p>少子化・核家族化が進む中、異年齢の交流の場を保育園で提供することで相手を思いやる気持ちを育てていきます。</p>
⑤子育て支援事業の拡充	<p>公立保育園の園庭開放や地域子育て支援センターを実施し、子育て支援の場を提供していきます。</p>
⑥時間延長保育の実施	<p>引き続き公立4園で延長保育を実施していきます。</p>
⑦乳児保育の拡大	<p>平成22年度に谷田保育園が移転することに併せ、乳児保育の実施に努めます。</p>
⑧小学校との連携	<p>子どもの生活や発達の連続性を踏まえ就学に向けて保育園の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るようにします。</p>

(2) 民間保育園の充実

現状と課題

- 多様化している保育ニーズに応え、地域の子育て支援の環境を整えていくため、子育て支援センター事業を始めとして、時間延長保育、一時保育事業等の特別保育事業を、拡大する必要があります。
- 育児不安や養育困難、障害の疑いなど、広範かつ複雑な事例が増えつつあります。民間保育園と保健師や家庭児童相談員との連携の強化が課題となっています。

施策の方向

- 少子化にも関わらず、保育需要は増加しており、入園児童は年々増加していく傾向にあり、これに対応するために、園の耐震化工事（改築）に併せて入園定員の増を促進していきます。
- 多様化している保育ニーズに対応するために各種保育事業を拡大実施していきます。

項目	内容
①一時保育事業の拡充	保育需要の多様化が見られている現在では、今後も一時保育の利用希望があると予想されるため、継続して事業を実施できる体制を築いていきます。
②時間延長保育事業の拡充	保護者の勤務時間が夜間勤務や交代勤務等多岐に渡ってきているため、夜間や休日保育の実施について再検討していきます。
③地域子育て支援センター事業の拡充	子育て世代のニーズに応じて、市内の民間保育園で実施し、事業の内容の充実を行っていきます。
④病児・病後児保育の拡充	病児・病後児の保育については、市内の地域性を考慮した設置を検討していきます。
⑤民間保育園の施設整備	平成 21 年度から 2 か年かけて白道保育園の耐震補強、定員増を伴う増改築工事を実施していきます。 ◎耐震補強工事による施設整備（予定） 平成 22 年度・・・中郷西保育園 平成 23 年度・・・中郷南保育園 平成 24 年度以降・・・加茂保育園

(3) 民間保育園充実のための支援

現状と課題

- 市内には現在、認可された民間保育園が10園あり、それぞれの保育方針により保育を実施しています。
民間保育園への入園希望者が増加していることから、定員の弾力化による受け入れを実施していますが、今後は乳児保育の枠の拡大など、今以上に公立保育園と民間保育園の協力、連携が求められます。
- 入園児童数の増減に柔軟に対応できる民間保育園の経営基盤の安定を図るとともに、延長保育や一時保育など多様な保育ニーズへの取り組みを推進するため、財政的支援を行っています。

施策の方向

- 公立保育園との協力・連携により、民間保育園の乳児保育の定員拡大を検討していきます。
- 入園児童の柔軟な対応ができるよう、財政的支援策を行っていきます。

項目	内容
①民間保育園の運営費補助	民間保育園の運営基盤の安定、児童や職員の処遇向上のため、運営費補助を継続します。
②病児・病後児保育を実施する保育園への助成	病児・病後児の保育できる環境を確保していきます。
③延長保育、一時保育、休日保育等を実施する保育園への助成	保護者のニーズを捉え、特別保育事業の拡充を実施していきます。
④乳児及び低年齢児保育を実施する保育園への助成	乳児及び低年齢児を保育するため保育士の適正な配置が必要なため、引き続き補助事業を継続していきます。
⑤地域子育て支援センター事業を実施する保育園への支援	子育て家庭に役立つ情報提供や相談など市内の保護者のニーズに応じた実施拠点の配置と事業内容の充実を図っていきます。

(4) 認可外保育園等への支援

現状と課題

- 保護者の保育ニーズの多様化により、夜間保育や24時間保育など、認可保育園では対応できない場合があります、現状では認可外保育園が対応しています。
- 認可外保育園は、年度後半に認可保育園へ入園が困難になった場合の児童の受け入れや、緊急一時的な保育も行われています。
- 認可保育園と比較し、保育環境や職員の処遇は必ずしも充実しておらず、財政的支援や指導が必要となっています。

施策の方向

- 認可外保育園の保育環境の向上や職員の処遇改善のため、国県の補助制度を活用した財政的支援を実施していきます。
- 認可外保育園については、保育内容や児童の健康、安全・衛生面の充実を促進します。

項目	内容
①認可外保育園への財政的支援	認可外保育園は経営基盤が脆弱であり運営費の補助も必要となってくると考えられるので、今後も県補助制度等を活用し支援していきます。
②事業所内保育施設や病院内保育施設の推奨	働く場での保育園の存在は、親子双方共に通所時間等の短縮により、ストレスが少ないと思われるため、今後とも推奨していきます。
③保育情報の提供・研修交流の実施	事業所内の保育施設の設置を推奨していくために、保育園同士の相互訪問の事業を進める等の情報提供を行っていきます。

(5) 市立幼稚園教育の充実

現状と課題

- 市立幼稚園では園児数が減少し、1学年1学級の園や、1学級の園児数が学級編制基準の半数以下の園も見られます。現状の中では十分な教育効果を得られない状況もおきていることから教育効果を高めるためにも、今後市立幼稚園の適正規模、適性配置を検討していく必要があります。
- 家庭における教育力が低下し、少子化も影響して人間関係が希薄になってきていることから、人とかかわりを深めていく過程をより重視した保育が求められています。
- 市立幼稚園では、3歳児保育を6園で実施していますが、3歳児保育を希望する保護者の要望にすべて応えることはできない現状が続いています。今後の市立幼稚園のあり方をふまえて検討していく必要があります。

施策の方向

- 安全な教育環境を確保するため、平成23年度までに市立幼稚園の耐震化を計画的に進めていきます。
- 幼稚園教育の成果が小学校に引き継がれ、子どもの育ちや学びがつながるように幼・小の連携を深めていきます。
- 家庭と連携しながら基本的な生活習慣を身につけさせ、保護者の幼児教育に関する理解を深めるなど、幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた教育を充実させていきます。
- 幼稚園教育においては、幼児の心身の発達に応じた教育の推進に努め、家庭・地域や小学校との連携を推進します。
- 幅広い保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園の預かり保育については今後検討を進めていきます。
- 3歳児保育の充実については、三島市の幼児教育を担っている私立幼稚園と補完しあいながら、今後の園児数の動向をふまえて受入人数の拡大を図っていきます。

項目	内容
①園舎の整備	老朽化した東幼稚園については、平成23年度改築を目指して基本構想を検討していきます。併せて耐震化も進めていきます。
②ニーズに応じた子育て支援	保護者のニーズに応じて、保育内容や通園方法などを工夫し、保護者の子育て支援をします。また、預かり保育について検討していきます。
③園の新しい施策への対応	幼稚園教育の成果が小学校に引き継がれ、子どもの育ちや学びがつながるように、地域の小学校との連携を深めます。「人とかかわる力を育てる」「自分の考えを言葉にする」ことを重視した保育を進めます。
④子育て相談会・保育参加会	子育ての悩み相談に応じ、子どもとの接し方や過ごし方を実際に体験しながら理解してもらうようにします。
⑤育児相談事業	子育て相談業務や情報交換場所の提供など、親と子の育ちの場としての役割や機能の充実を図ります。

(6) 私立幼稚園への支援

現状と課題

- 市内には私立幼稚園が6園あり、幼稚園に通う幼児のうち約半数が私立幼稚園へ通園しています。私立幼稚園はその建学の精神に基づき、豊かで特色ある教育をそれぞれ展開しており、市立幼稚園と共に古くから三島市の幼児教育の向上に努めています。
- 私立幼稚園に通園する園児の保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、市が行う私立幼稚園への財政的支援として、幼児の健康診断に係る経費の一部の補助などに加え、保育料の一部についても補助を行う必要があります。
- 現在、幼保小中連携教育が推進され、就学前の教育機関として私立幼稚園との連携が進められています。

施策の方向

- 就学前の教育機関としての私立幼稚園の充実を図ります。
- 私立幼稚園が果たしている役割の重要性にかんがみ、幼稚園教育の振興や保護者負担の軽減を図るため、健康診断補助金や運営費補助金など各種補助金による支援を実施していきます。

項目	内容
①私立幼稚園保護者への就園奨励金	市立幼稚園との保育料の格差を少なくするため、保護者の所得額に応じた就園奨励費補助金による支援を実施します。
②私立幼稚園運営費の助成	園児数に応じて、運営費の一部を助成します。
③私立幼稚園の健康診断費の助成	園児の健康診断に係る経費の一部を助成します。
④預かり保育事業の充実	私立幼稚園6園で早朝及び通常保育終了後に、希望により預かり保育を行い、子育て支援に努めています。

(7) 三島市幼児教育振興プログラムの推進

現状と課題

- 三島市では、幼児教育の振興のため、保育内容の充実のための取り組みや、幼稚園・保育園の適正配置などを推進するため「三島市幼児教育振興プログラム」を策定しています。
- 少子化の進行に伴い、今後は市立幼稚園の適正な規模や配置について、私立幼稚園や保育園とのバランスを考慮しながら、当該プログラムに基づく検討を進めていく必要があります。

施策の方向

- 当該プログラムに掲げられた計画内容に基づき、豊かな心を育む保育の充実や少子化に対応するための保育環境の整備、家庭・地域・行政の協働による子育て支援の推進を図っていきます。

項目	内容
①保育内容の充実	人とのかかわりを深めていく過程を重視した保育を進めます。家庭の教育力を高め、健やかな心身を育成するために、食育を推進していきます。幼稚園教育の成果が小学校に引き継がれ、子どもの育ちや学びがつながるように、幼小の連携を深めていきます。
②幼稚園、保育園の適正配置	教育的な効果や園児数の動向を勘案した上で建て替えや統合等を行い、市立幼稚園及び保育園の適正な配置を検討していきます。また、敷地や施設の有効活用を図るため、保育園と幼稚園の合築による統合についても、可能な範囲で検討していきます。
③職員の資質の向上	市立保育園、市立幼稚園との職員交流研修、初任者研修、マネジメント研修、特別支援コーディネーター研修等を通して、資質向上を図ります。
④家庭、地域、行政の協働による子育て支援の推進	市立幼稚園における「預かり保育」について検討していきます。地域の子育て支援の窓口として見学会を実施していきます。

第3節 子どもの個性を伸ばす教育の推進とゆとりの確保

(1) ゆとりある教育の推進

現状と課題

- いじめ、不登校、学校外での社会体験不足など、豊かな人間性を育むべき時期の教育に様々な問題が生じています。このような背景の下に、子ども達の心を育む「心の教育」を推進する必要があります。
- 学校教育では、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、「生きる力」を育成していくことが重要な課題となっています。
- 教員が子どもと向き合う時間の確保、学校施設の安全対策や学校規模の適正化などの良好な学習環境づくりを推進していく必要があります。

施策の方向

- 全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、これまで以上に人やものとのかかわり合いを大切にするを中心とした「心の教育」を推進していきます。また、家庭の教育力を向上するために、これまで以上に食育を通して「健やかな心身」の育成を推進していきます。
- 新たな学校教育目標「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成」を掲げ、活力ある学校教育を実現するために、幼稚園、小・中学校へのサポート体制を充実していきます。
- さらに、これまでの「思いやる心」の育成と「学ぶ力」の育成の二つに加え、「健やかな心身」の育成を重点とし、未来へ羽ばたく子どもを育成するために、具体的な施策を進めていきます。
- 学校、家庭、地域・企業等が責任を持って、それぞれの役割を果たしながら連携し、社会全体で子育てをする環境づくりを推進します。

■三島市幼・小・中学校教育の目標及び重点

《教育の目標》	豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成
《教育の重点》	「思いやる心」・「学ぶ力」・「健やかな心身」の育成
《念願する三島の子ども像》	◎人の心の痛みをわかろうとする思いやりのある子 ◎正しい判断力を持ちその思いに沿った行動ができる子 ◎学ぶことに意欲を持つことができる子 ◎自分の将来の夢を描く（目標を持つ）ことができる子 ◎心身ともに健康で、たくましく生きる子

項目	内容
①就学教育相談の充実	豊富な知識や経験をもつ専門家による対象幼児の障害等を把握する体制を整備していきます。その上で、幼稚園、保育園、特別支援学級、特別支援学校との連携を図りながら就学相談を進めていきます。
②総合的な学習の時間推進	地域教材や地域の人材を生かし、各教科や領域との関連を図りながら、探求的な活動を行っていきます。
③生きる力を育てる教育	これまでどおり、各学校において特色ある教育課程を編成し、その中で一人一人の個性を伸ばす教育を進めます。 「総合的な学習の時間」においては、個々の課題づくりをこれまでに以上に充実させ、探求型の学習が進められるようにしていきます。
④国際化・情報化社会への対応	ALTの増員を目指し、国際理解教育を充実させます。情報モラル教育を中心とした情報教育を充実させ、情報化社会を生きる力である情報活用能力を育てていきます。
⑤生涯学習意欲の育成	学習成果の発表の場を設け、生涯にわたって学び続ける意欲・姿勢を育成します。
⑥環境教育の推進	「環境は人づくり」をキーワードに、幼児には「環境への意識の芽生え」を、小、中学生には「環境を考え、行動する意欲」を、高校生以上の一般市民には「環境活動の自発的な実践」などの増進をねらいとして、幼児から大人まで各世代に応じ、段階的に発展していく環境教育を推進します。 学校内だけでなく、外部の協力団体・協力機関の力を積極的に活用し、今まで以上に環境教育を推進する事を通して、子ども達の「美しいものに素直に感動する心」と「自然の神秘さに目を見張る感性」をはぐくみ、心の教育を推進していきます。
⑦学校給食の充実	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、米飯給食の完全実施を進め、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図り、生涯を通じて自己の健康管理ができる能力を育成します。 また、「地産地消」を推進し、小中学校における学習活動の教材としての活用を図っていきます。
⑧特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心に、校内において組織的、計画的に特別支援教育が行われるようにしていきます。また、医療も含めた外部機関との連携を深め、より充実した支援体制を整えていきます。中学校区を中心とした、小学校、幼稚園、保育園を含めたコミュニティ、学校間ネットワークの構築を目指します。
⑨不登校対策の充実	学校とふれあい教室の連携を今まで以上に強化し、不登校児童生徒の学校復帰に向けての支援体制を充実させます。
⑩スクールボランティア	地域の優れた人材を様々な教育活動において積極的に活用し、今まで以上に開かれた学校づくりに努めます。
⑪子ども会育成事業の推進	今後とも、子ども会連合会に助成し、各単位子ども会活動を活発にし、地域における児童の居場所づくりを推進します。
⑫性教育の充実	性非行や性被害から子ども達を守り、子ども達の心身の健全な成長に必要な性に対する正しい知識の教育に努めます。
⑬指導方法の工夫・改善	習熟度別少人数指導をより効果的に取り入れ、子ども達に還元できるよう授業改善を進めていきます。また、発達段階に応じた指導や単元ごとの効果的な進め方を研修します。
⑭人材バンクの推進	地域とのつながりを今まで以上に強くしていく中で、地域の教育力向上をはかり、優れた地域人材との連携を今まで以上に推進していきます。
⑮道徳教育の充実	自校の実態から重点項目を設定し、さらに効果的に心の教育を推進します。同時に、道徳の時間はもちろん、学校生活(授業・領域・休み時間等)のさまざまな場面において心の教育を推進します。新学習指導要領に則り、各教科との関連を図ります。

項目	内容
⑩豊かな感性と社会性を育む体験活動の推進	生きた経験となるよう、子どもの切なる思いのもと活動できるような工夫をしていきます。人材活用を効果的に行い、地域で子どもを育てる視点を持ちます。 今後も、ジュニアリーダー研修を通して、豊かな感性と社会性を育んでいきます。
⑪キャリア ^(※4) 教育の推進	学校・家庭・地域が連携し、子ども達の職業観、勤労観を育成するために、今まで以上にゆめワーク三島などのキャリア教育を推進するとともに、家庭や地域の教育力向上を目指します。 (※4) ここでいうキャリアとは職業観、勤労観を養い生きる力の向上を図る意味です。
⑫体育・健康に関する指導の充実	子ども達の体力向上、健康保持の意識を高めるために、ヘルスプロモーションの意識を育て、心身ともに健康な子どもの育成に学校教育全体で取組みます。
⑬外部指導者振興事業	少子化にともなう学級減、教員の減少に伴い外部指導者による部活指導者が必要とされます。
⑭学校評議員制度の充実	学校評議員による学校評価が求められており、学校評議員の意見が重要視されます。
⑮スキルアップ研修の推進	新学習指導要領に則り、外国語活動や情報教育等、学校現場で生きる研修内容を提供し、教職員の資質向上を図ります。全校に AED が設置されており、定期的に講習会を開くなど、緊急の場合に備えています。
⑯防災教育連絡推進会議の実施	避難所となる市内全小・中学校及び県立高校2校において、今まで同様に防災教育連絡推進会議を開催し、有事に備え、学校、自主防災会、現地配備員が役割を理解し、連携を深めるよう努めます。
⑰小学生環境副読本の作成・活用	「三島の環境」の中に提示されているデータを年度更新し、常に新しい数値を掲載していきます。小5や小6でも有効な活用ができるように推進していきます。
⑱幼児環境教育教材の作成・活用	公立保育園、市立幼稚園で指導計画に位置づけて取り組んでいる環境教育について教材研究を深め、連携して園児の環境教育を推進していきます。
⑲情報提供事業	幼児をもつ親を対象とした講義や実習を開催し、学習機会や情報の提供などにより、家庭教育の啓発や支援に努めます。
⑳幼小連携教育の推進	近隣の幼・保・小・中でブロックを組織し、行事等の交流を通して、互いの理解や継続した指導を推進し、発達段階に応じたきめ細やかな指導への対応に努めます。
㉑小規模特認校制度	小規模校の特色を生かし地域との連携を図り、様々な体験、細やかな学習活動を推進していきます。

(2) 思春期保健対策の充実

現状と課題

- 社会の情勢が複雑化する現代において、思春期を迎える子ども達のかかえる問題も多様化し、子ども自身や両親だけでは抱えきれなくなってきました。そのため、学校においては、社会性や情報等のモラル教育、薬学講座等による薬物の有害性や危険性教育なども積極的に進めていく必要があります。
- また、既に、問題をかかえてしまった子ども達を救う手立てとして、相談体制の強化や、スクールカウンセラー等専門家との連携を密にしての問題を未然に防ぐ対策も必要になっています。
- 近年の社会環境の変化を反映して、いじめ、不登校、摂食障害といったところの問題が深刻化してきました。早い段階での児童及び生徒が抱えるストレスの解消やいじめ、不登校などの未然防止や改善に努める必要があります。

施策の方向

- 思春期の子どもに対応する正しい知識の普及啓発や心の健康などの充実を図ります。
- 保健、医療、福祉、教育の関係者の連携を一層強化し、家庭、学校、地域における効果的かつ総合的な支援を進めていきます。
- 思春期の子どもに対する相談体制を充実し、社会性や規範意識を育む環境づくりや、自立した社会人として成長できるように支援する体制を充実していきます。

項目	内容
①社会性とモラルの育成	人とのかかわりを意図的に取り入れた教育活動を展開し、集団生活の中で望ましい社会性やモラルを育成するよう努めます。
②青少年相談室事業の充実	教育委員会・福祉事務所との連携により相談体制を充実させていきます。 青少年相談室では、今後も面接及び電話で、学校生活・家庭生活・いじめ・不登校・進路相談を行っていきます。
③薬学講座の実施	シンナー・覚醒剤・喫煙・飲酒等の乱用による危険性・有害性、薬物乱用防止に対する正しい知識の普及のため薬学講座を実施します。

第4節 放課後児童健全育成事業の充実

(1) 学童保育の充実

現状と課題

- ニーズ調査では、放課後児童クラブを利用しているのは4人に1人ですが、現在利用していない人も潜在的な利用意向がみられます。（「放課後子供教室を利用したい」は25.7%）。また、小学校4年生以降も放課後のサービスを利用したい意向もみられました。
- 近年、女性の就労の増加により、放課後の居場所がない子ども達が増えているだけでなく、遊び場も不足しており、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっています。
- 放課後児童クラブの利用日や対象年齢の拡大などの運営について、さらなる充実が求められています。

施策の方向

- 放課後児童クラブへのニーズを考慮し、施設を増加するとともに、開所日数や開所時間の延長など細やかな対応を進めていきます。
- 新1年生の利用時期についての検討や、4年生以上の高学年児童の入館について検討していきます。

項目	内容
①放課後児童クラブ事業の充実	平成22年度から、開館日数の増加を実施、また、小学校の高学年の受け入れ等検討課題が多く施設の増を計画していきます。

(2) 学校休業日における充実

現状と課題

- 保護者が家庭にいない、特に、土曜日の児童の健全育成の場を整備する必要があります。
- 子ども達が年齢の異なる友だちと遊び、そして遊びを通じて仲間づくりができるように、放課後や長期休業時に児童が健全に過ごすことができる環境の整備が必要となっています。

施策の方向

- 学校週5日制対応事業として、「少年少女発明クラブ」、「みしまっ子体験塾」、「ジュニアリーダー研修」を実施していきます。

項目	内容
①休業日対応教室の拡充	学校週5日制対応事業として市立公民館では土曜日に小学生対象の少年教室を開催し、郷土資料館では「郷土資料館ワークショップ」を開催していますが、今後もさらに休業日対応教室の拡充を図っていきます。
②青少年健全育成事業	今後も休日を利用した青少年健全育成事業を各自治会を通じて推進していきます。

第5節 遊びや交流の場の整備

(1) 公園・水辺環境の整備の推進

現状と課題

- ニーズ調査の自由回答では、「公園や広場を増やしてほしい」、「公園の管理・設備を充実してほしい」といった意見が多くみられ、公園の整備・充実が求められています。

施策の方向

- 現在開設されている公園やせせらぎルートの適正な維持管理に努め、安全で快適な公園施設を市民に提供していきます。
- 公園の再整備や公共工事等で発生した未利用地を活用し、ポケットパークなどのみどりの空間整備を行っていきます。
- 屋上緑化による市民緑化を引き続き行います。
- 子どもにとって魅力的な公園やちびっこ広場となるよう適切な維持管理に努めるとともに、今後の公園整備には、子どもや保護者の意見を取り入れた公園づくりを進めます。

項目	内容
①三島の特性を活かした公園整備	公園整備は歴史や湧水の流れる川等の三島の特性を活かしていきます。 ◎自然と水に親しめる公園整備 ◎歴史や自然環境を活かした公園・施設整備 ◎河川や道路を軸とした公園や緑地の整備
②運動施設の充実	市営長伏Aグラウンド及びCグラウンドの改修整備を平成21年11月より行っており、平成22年7月にリニューアルオープンする予定です。
③休閑地対策事業の推進	自治会の要望に合わせて、広場の開設を引き続き行っていきます。

(2) 学校開放等の推進

現状と課題

- 小学校では、多様な授業の実施の必要性が増え、少人数教室や多目的室の充実が必要になっています。
- ニーズ調査では、「保育園や幼稚園の園庭開放」について、認知度も高く、今後の利用意向も高くなっています。園庭開放は現在既に実施していますが、安全性を確保しながら、利用の促進を図る必要があります。

施策の方向

- 今後余裕教室の発生は見込めませんが、学校教育上支障のない限り、法令の範囲内において、安全を確保しながら、小・中学校・幼稚園の施設・設備を開放していきます。
- 子育て相談により、気軽に相談できる子育て支援を推進していきます。

項目	内容
①余裕教室活用の推進	全小学校区に放課後児童クラブは設置済です。今後各学校では、授業の多様化により少人数教室、多目的室等で利用されるため、余裕教室の発生は見込めませんが、学校教育上支障のない場合に限り、法令の範囲内において、小中学校・幼稚園の施設設備を解放していきます。
②小中学校体育施設開放事業の充実	引き続き平日夜間並びに学校の休業日に合わせ開放事業の充実を図っていきます。
③市立保育園・幼稚園の地域開放事業の充実	行事を通じて、相互の園の交流の充実を図っていきます。また講演会・相談会等の子育て支援事業の拡充を図っていきます。その他、保護者同士の交流を支援します。
④園庭開放・子育て相談	地域の子育ての場として、安全性や防犯などの点に十分留意して、園庭の開放を継続していきます。また、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

第6節 安全で快適な生活環境の整備

(1) 安全な生活環境の整備

現状と課題

- ニーズ調査の自由回答では、「道路整備や歩道の確保」、「通学路の安全確保」、「不審者対策など治安維持」といった意見が多くみられ、子ども達が安心して生活できる道路整備・充実が求められています。
- 子どもを交通事故から守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけられるよう、交通安全教育に力を入れる必要があります。また、各家庭においても、日頃から交通ルールを守り、子どもの手本となるような大人の行動を進める必要があります。
- 子供が集まる場所、公園などの安全管理の徹底を図り、のびのびと安心して過ごすことのできる環境づくりが必要です。
- 子どもが被害者となる犯罪の防止のため、携帯電話を利用した不審者情報の共有など、子ども達を犯罪から守るための防犯に配慮した新たな活動が必要となっています。

施策の方向

- 子どもの通学路については、地域や県警など関係機関との連携を図りながら、スクールゾーンの設定や、交通安全施設の整備など、子どもの安全確保に取り組みます。
- 特に危険な箇所については、歩道整備、道路反射鏡等の交通安全施設の整備に努めます。
- 子どもに関わる情報を適確に収集し提供できる体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政、NPOなども含めた関係団体の連携を進めるため、学校や行政などで組織する連絡会議を開催し、情報の共有化に取り組んでいきます。

項目	内容
①交通安全団体の育成・支援	幼児期に交通安全に対する意識を持ち、ルールを守ることを身につけることは大切であり、家庭に交通安全教育を浸透させるため、今後も継続して交通安全団体の育成と支援を推進します。
②通学路の整備	平成20年度に指定した、特定交通安全施設等整備事業に位置づけた道路や地域等から要望がある路線を中心に整備します。
③人にやさしい道路整備	平成22年度に市道錦田大場線約180mの歩道を設置予定です。 平成24年度に市道平田新谷線約190mの歩道を設置予定です。 また、用地の確保が困難な箇所については、交通量が少ない路線であれば、現況道路幅の中での歩道整備や歩行スペースの確保を検討します。 このほか、バリアフリー道路特定事業計画に位置づけられた県道・市道について、計画的に整備していきます。
④交通安全対策の充実	交通規制を活用し、交通安全対策の充実を図ります。
⑤電線類の地中化	第6次無電柱化計画(21年度以降)により、本町～市民文化会館前や三島駅北口にアクセスする都市計画道路3路線(三島駅北口線、下土狩文教線、南町文教線の残区間)での地中化を推進します。

項目	内容
⑥防犯機能の強化	子ども達への訓練・教育として、新入学児童への防犯教室を継続的に実施し、子どもが自ら危険を判断する能力を養うと共に、地域のボランティアとも連携を図り子どもの安全確保を総合的に推進します。
⑦防犯灯の維持管理	電気料金と環境面に配慮した省エネタイプの防犯灯を順次導入します。
⑧子どもへの犯罪発生情報連絡網の充実	犯罪発生情報等を速やかに伝えるため、静岡県警のメールシステムの普及を図ります。
⑨子どもの安全情報の共有化	子どもの生命、身体を守るため、自然災害、不審者、危険な動物の出現、大きな事故や事件情報等、多様な情報源からの内容を一元化し、安全情報ネットワークの構築を目指します。
⑩通学路でのパトロール活動の推進	地域のスクールガードボランティアによる見守り活動を更に広げ、地域ぐるみの防犯活動を充実します。
⑪防犯訓練の実施	三島警察署の協力・指導のもと、各小学校における防犯訓練の内容を更に充実します。
⑫防犯教室の開催	地域のボランティアなどの協力を得ながら防犯教室を開催します。
⑬防犯対策講演会の開催	ボランティアなどと協力しながら防犯対策講演会などの啓発活動を実施します。
⑭緊急通報システムの導入	園児の安全な保育環境を確保するため、不審者等に関する緊急通報システムを活用し、犯罪の未然防止を図ります。
⑮携帯用防犯ブザーの配付	引き続き、市内の小学生、中学生に携帯用防犯ブザーを配付して、犯罪防止を図ります。
⑯公園等の遊具の適正な維持・管理	平成20年8月に国土交通省「都市公園における遊具の安全に関する指針(改訂版)」が示されたことから、社団法人日本公園施設業協会加盟会員業者の公園施設製品整備士による公園遊具の定期点検を行い、更に、現場作業員による日常点検を徹底し、遊具の安全対策の充実を図っていきます。
⑰遊具での安全な遊び方の啓発	平成20年8月に示された、国土交通省「都市公園における遊具の安全に関する指針(改訂版)」に則り、安全確保における公園管理者の役割を徹底していきます。
⑱交通安全用品の配布	交通安全に資する各種用品を小学生に配布することで、児童の事故防止と交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 人と自然にやさしい環境づくり

現状と課題

- 市街化区域^(※5)の緑被率^(※6)は依然減少傾向にあり、市民一人当たりの都市公園面積については、平成20年度末現在、全国9.6㎡、静岡県8.51㎡、三島市3.32㎡となっています。また厳しい財政状況と用地確保が困難なため、新たな公園の整備や既存公園の再整備も停滞しています。
- ニーズ調査の自由回答では、「子連れでも外出しやすい環境づくり」、「安心して子どもを育てられる環境の整備」といった意見が多く見られています。

(※5) 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地化を図るべき区域です。

(※6) 市域における緑被地の割合です。緑被地とは樹林地、草地、水辺地など植物の緑で被覆された土地の総称です。

施策の方向

- 乳幼児や障害児等の利用に配慮した整備に努めます。
- また、三島湧水群の復活は依然厳しい状況にあり、市民一人一人への節水の呼びかけや地下水涵養を目的とした「森の小さなダムづくり」、間伐事業を今後も継続して実施していきます。
- ユニバーサルデザインに配慮し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じて子育てバリアフリー化を進めることによって、子どもや子どもを連れた人、妊産婦などが安心して外出できるまちづくりを進めます。
- 公共施設などにおいて、子育てをする人が安心して利用できるように、トイレ、ベビーベッド、授乳室などの整備を指導します。

項目	内容
① 緑を守る	ふるさとの緑保全基金を市民、企業に広く寄附を求め、基金を利用して貴重な緑を保全していきます。 市街地や里山 ^(※7) の緑を保全するための新しいルール作りを検討していきます。 <small>(※7) 里山とは、住宅地の周辺に残されている樹林地などの総称です。ここでは主に箱根西麓に形成されている住宅地を縫うように残されている樹林地を指します。</small>
② 緑をつくる	計画的な公園整備は困難なため、屋上緑化、生垣の奨励など市民緑化の推進を図っていきます。 三島湧水復活に向けて地下水保全事業を進めるとともに、上流域へ、地下水の合理的な利用の協力を求めています。
③ 緑を活かす	緑や水の資源の結び付きを高め、ネットワーク化を行います。箱根西麓の森林についても、市民の自然体験学習、多様なレクリエーション活動の場として活用を推進します。
④ 交通需要管理施策の推進	「三島市エコエコデー」に参画する事業所を更に増やすよう事業所への訪問を積極的に実施していくとともに、市民にも公共交通機関等の利用を平素実施していくよう啓発を行っていきます。
⑤ 公共施設へのおむつ替え設備等の設置	安心して子育てできる街づくりのため、計画的に設備を設置していきます。

項目	内容
⑥循環型まちづくりの推進 (※8)	<p>子ども達の未来に健全な地球環境を残すため、限りある資源を大切に する地球にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>(※8) 循環型まちづくりとは、今までの、物質的な豊かさを実現するための「大量 生産」、「大量消費」、「大量廃棄」の生活システムから、地球環境の保全を考 慮し、資源の再利用や廃棄が最小となるように、構造変換することで、環境 への負担が少ないシステムの循環型社会を目指したまちづくりのことです。</p>
⑦公共施設における環境配 慮の実践	<p>市民が安心して暮らす事のできる環境を保全・創造するため、市のす べての施設に、環境配慮を実践する国際標準規格 ISO14001 を導入し、 人と環境にやさしい公共施設づくりを推進しています。</p>
⑧地域の自然と環境改善活 動への支援及び人材育成	<p>市民・企業・行政の連携による地域の環境改善活動を支援し、地域 総参加方式によるまちづくり活動を推進します。</p> <p>また、自然環境の保全と環境改善活動への参加を促すため、「森の小 さなダムづくり事業」や「森林ボランティア育成事業」を通じて、 次代の環境を担う人材の育成を推進します。</p>

第7節 ゆとりある住環境の整備

(1) 住宅相談・情報提供サービスの充実

現状と課題

- 民間賃貸住宅において、高齢者であることを理由に入居を拒むなどのケースがあり問題となっています。このため、高齢者円滑入居賃貸住宅等の登録閲覧制度が出来ましたが、登録や活用が進んでいない状況にあります。市としては、出来るだけ多くの事業者に理解を求め、登録の促進を図るために、制度の周知に努める必要があります。

施策の方向

- 市民が安心して子どもを産み育てられる環境を支援するために、良質な住まい情報の提供や居住支援に関する施策を推進します。
- 子育て世帯等への市営住宅、県営住宅に関する情報提供を継続していきます。

項目	内容
①住宅総合相談窓口の設置	インターネットの活用などを進め、周知の拡充に努めます。 高齢者円滑入居賃貸住宅等の登録閲覧制度など新たな制度の周知に努めます。

(2) 市営住宅の充実促進

現状と課題

- 昨今の住宅事情は、平成15年実施の住宅・土地統計調査から、その空家率は全国で12.2%となっており、また、静岡県においても13.5%と、既にそのストックの量は充足している状況にあると考えられます。一方、その居住性については、最低水準に満たないものが、持家で1.1%、借家では9.6%、さらに3人以上で住む借家においては、13.2%となっており、改善の必要があります。
- また、建築年数の経った団地などでは高齢化も進み、地域コミュニティを担うバランスが保てない状況となってきています。このため、空家の活用やリモデルなどを行い、住生活の質を向上させるとともに、地域にあったコミュニティバランスを形成できるよう誘導していくことが求められています。

■三島市の住居面積

区分	1戸当たり平均面積	1人当たり平均面積
持ち家	119.8 m ²	40.2 m ²
借家(公的)	52.4 m ²	21.4 m ²
借家(民間)	43.8 m ²	23.1 m ²

資料：平成17年国勢調査

■近隣都市との借家比率

区分	借家率
静岡県	34.32%
三島市	40.53%
沼津市	40.16%
裾野市	38.03%

資料：平成17年国勢調査

施策の方向

- 老朽化した市営住宅の計画的な維持修繕を進め、住環境の向上を図ります。
- 優良建築物整備事業等の各種補助制度の周知に努め、住宅の供給に努めます。
- 地震による被害の減少を図り、その後の復旧活動を経済的かつ円滑に進めることができるよう、地震につよいまちづくりを目指します。

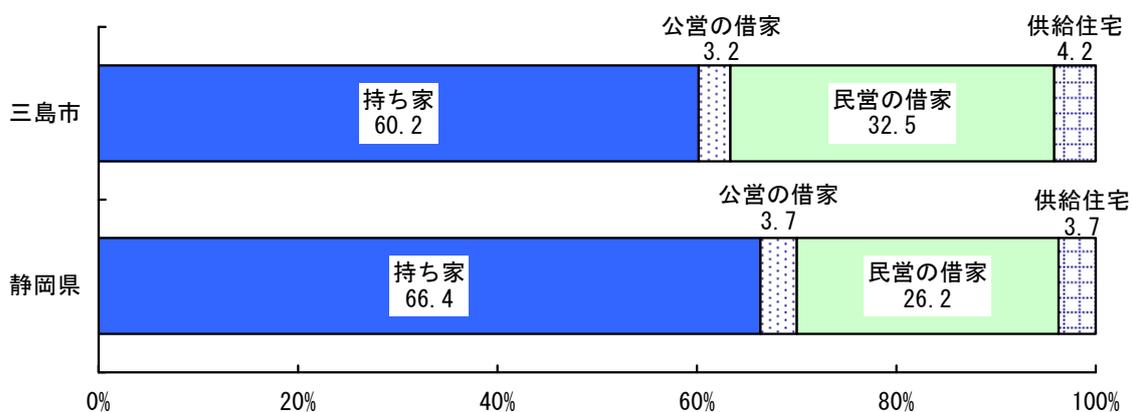
項目	内容
①老朽市営住宅の改善	市営住宅の計画的な維持修繕を進め、建築物の長寿命化が図れるよう努めます。
②優良建築物整備事業等による住宅供給の促進	各種補助制度等の周知に努める為、インターネットなどの活用を進めます。

(3) 持家取得・リフォームの支援

現状と課題

- 平成 15 年住宅需要実態調査によれば、住宅に不満を感じる要素として、第 1 位に高齢者等への配慮、第 2 位に防犯性、第 3 位に省エネルギー対応となっております。これらを解消するため、住み替えや、改善について意向のある世帯は、全体の約 20% となっております。
- 市としては、情報、サービスの向上に努めるとともに、各種制度の推進を図る必要があります。

■三島市と静岡県の住宅状況



資料：国勢調査（平成 17 年）

施策の方向

- より良い住宅環境を支援するため、各種融資制度の周知と斡旋等を進めていきます。
- シックハウス対策の基準をクリアした住宅性能表示など、良質な住宅取得等に関する情報提供に努めます。

項目	内容
①各種融資制度の周知と斡旋	インターネットの活用など、周知の拡充に努めます。

第8節 人材の育成と確保

(1) 研修教育の推進

現状と課題

- ライフスタイルや価値観等の意識の変化の中で、市民の要望に対し、市のそれぞれの部署で的確に対応できる人材の育成と確保が必要です。
- 常に市民の要望に応えられるよう研修教育を推進するとともに、公立・私立職員の交流を通じて情報交換や児童の健全な成長に対する相互の意識を高め、市民に信頼される人材を育成する必要があります。

施策の方向

- 社会の変化に対応し、信頼される学校運営、園運営を進めていくために、それぞれの役割に応じた研修を実施し、教職員としての専門性を高め、資質向上を図ります。
- 教職員に対するカウンセリングマインドを習得する研修を充実し、すべての教職員が児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握するよう努めます。
- 実践的な指導力が身に付くよう教職員研修を実施するとともに、各校における校内研修充実のための指導・支援を継続して推進します。
- 幼稚園教諭の資質向上のため研修の充実など市立幼稚園の振興を図ります。

項目	内容
①研修機会の充実	保護者が子どもの成長を確認し、子育てに喜びを得られるような親育ての支援など、社会の変化に対応する研修教育を推進し、保育者としての専門性を高め、資質向上を図ります。
②職員交流研修の推進	幼稚園教諭や保育士の保育技術や資質の向上を図ると共に、相互の職場や指導内容を理解し、幼児教育の視野を広め実践に活かすように、今後も幼稚園教諭と保育士との交流研修を進めていきます。
③地域貢献活動の推奨	教員による生涯学習の実践者をさらに拡大するため、勤務終了後や週休日など特技や趣味に励み、自己伸長しながらも地域に貢献できるライフスタイルの確立をしていきます。

(2) 人材登録制度の推進

現状と課題

- 保育士・幼稚園教諭・看護師等の有資格者を必要な都度確保することは困難な状態となっています。
- 安定した有資格者の確保について、人材登録を一元化していく必要があります。

施策の方向

- 人材登録の一元化をすすめ、臨時職員としての就業希望者を常時募集し、人材の確保に努めます。

項目	内容
①人材登録の一元化	保育士・幼稚園教諭・看護師等の有資格者について、臨時職員としての就業希望者を常時募集し、人材の確保に努めます。

第2章 『保護者が育つ』環境づくり

第1節 意識啓発活動の推進

(1) 子育て家庭にやさしい市民意識の啓発

現状と課題

- 1989年（平成元年）に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保を目指しています。
しかし、実際にはまだ大人の認識や理解が不足しており、子どもへの虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く問題はより深刻化しています。
- 保育園・幼稚園・子育て支援センター・図書館・児童館・放課後児童クラブ・公園等環境の整備の他、地域の力で児童を守り育てていく必要があります。
- 核家族化の進行や地域の近所づきあいの希薄化により、育児する親が孤立化することが危惧されています。地域の子ども達を地域全体で支援できるような体制を作っていかなければなりません。

施策の方向

- 今後も、多くの機会を通じ市民に「子どもの権利」についての理解を深めるため、広報・啓発していきます。
- 社会全体が「子育て」は次代を育む重要なことであると認識し、子育てや子育てを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

項目	内容
①啓発活動の推進	地域福祉計画に謳われている地域の力を、子育て支援にも活用していきます。 今後とも、積極的に各種の手段により子育て情報を発信していきます。
②児童の人格尊重	人権教室は子どもが人権意識を持つ機会として非常に有益であり、小学校低学年に実施する以降、中学生になってもさらに趣向を変えた機会を持つよう学校との連携を図ります。
③防犯情報の共有化	地域における犯罪の発生状況や防犯に関する情報をホームページ等に掲載し、市民の防犯意識を高めます。
④子育て支援活動の啓発	今後も児童福祉週間やすこやかふれあい広場等、様々な機会を通じて子育て支援活動に対する市民の意識を高めていきます。

(2) 男女共同参画社会意識の醸成と活動の促進

現状と課題

- 平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、市では平成 14 年に「三島市男女共同参画プラン」を策定し、男女が互いの人権を尊重し責任を分かち合うなかで、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現に向けての施策を推進しています。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を持つ人は未だに多く、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっています。また、近年の少子高齢化の進展、家庭形態・雇用形態の多様化など、日本社会全体が大きな転換期を迎えているなかで、社会の活力を高め、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会実現のために、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し行動に移すことの必要性がますます高まっています。
- 女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠・出産を経験する女性が増えている一方で、家事や育児の多くを女性が担っているのが現状です。また、男性においては職場中心の意識や生活が習慣化されているため、男女のどちらか一方に負担が偏らないように互いが協力しながら、職場、家庭、地域のどれもがバランスの取れているライフスタイルへの転換が必要となっています。
- 人間形成期に行われる家庭教育や学校教育・保育は「人としての平等意識づくり」に大きく影響を及ぼしています。家庭においては、性別にかかわらず家族の皆が能力に応じて協力し合って家事・育児を行うことにより、子ども達の男女共同参画意識の醸成を図ることが必要になっています。また、学校・保育の場においても、個々の適性や能力を尊重し、男女平等の立場に立った指導を通して、主体的に学び、考え、行動できる子ども達を育てていくことが重要となっています。

施策の方向

- 市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し行動に移すことができるように、啓発活動は対象者の年代、性別、職業などに応じた効果的な方法で行います。
- 男女が共にやりがいのある仕事と充実した生活を両立させながら、個人の能力を最大限に発揮するために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方の浸透を図り、働き方や慣行の見直しに努めます。
- 企業を通じて啓発を実施するとともに、公民館や幼稚園・保育園などにおいて、男女共同での子育て意識を高めるための講座等を開催するなど、市民への啓発を推進します。
- 学校においては、行事や教科の学習、啓発冊子の活用により、保護者の子育てに対する男女共同参画への理解を促します。
- 教育・保育の場では教職員等の男女共同参画意識の向上を図り、子ども達へ男女共同参画の視点に立った教育・指導が行われるよう推進します。

項目	内容
①男女共同参画社会基本法の周知	市のホームページや男女共同参画関連講座において内容の周知に努めます。また、より効果的な啓発方法を検討し、積極的に情報提供していきます。
②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	職場、家庭、地域等様々な場における慣行のなかで、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。
③男女による家庭・地域社会への参加促進	男女が家庭での責任を分担し、共に地域活動に参加できるような環境づくりを進めるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の周知に努めます。
④教育・保育の場における男女平等意識の醸成	子ども達の成長過程、発達段階に応じた指導を通して、人格尊重、男女平等、相互理解・協力、両性自立の意識を醸成します。
⑤教育・保育体制の充実	教職員等の男女共同参画意識の向上を図るとともに、男女共同参画に基づいた学校・園の運営、体制づくりに努め、子ども達を取り巻く環境の充実を図ります。
⑥地域・女性団体等のネットワークづくり	今後も、市内女性団体等相互の情報交換、連絡調整及び資質向上のためのネットワークを組織します。
⑦NPO・ボランティア活動への男女共同参画の促進	豊かな社会を築き、市民一人ひとりが人生を充実させるために、NPO・ボランティア活動への市民の理解を深め、活動の促進を図ります。
⑧地域受け入れ態勢の整備	地域における子育て等に関する相互援助活動の支援組織の設置を進めていきます。
⑨保育付き事業の促進	子育て世代の活動を支援するために保育の場を設ける等の支援をしていきます。

(3) 中・高校生が乳幼児とふれあう機会の充実

現状と課題

- 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い弟妹の世話をしたり、近所の子ども達と遊んだりするなど、就学前児童とふれあう機会が減少しています。
- 中学生が就学前児童にふれあう機会、ふれあう場の提供を継続することで、将来自らが親となり、育児をしていくイメージをもたせ、同時に、地域社会への参加や貢献を動機づける機会を拡充することが重要です。

施策の方向

- 中学校の技術・家庭科の家庭分野において、単元名「保育」の中で園児が喜ぶ玩具を制作し、実際に幼稚園や保育園を訪問して、玩具を通して園児とふれあい、保育について学習していきます。新学習指導要領の目標と照らし合わせ、さらなる活動の充実を図っていきます。
- 子育て支援センターを利用し、子供同士・親同士の触れ合いのなかから学んでいく機会を増やしていきます。
- 学校における授業や職場体験学習等を通じ、次代を担う子ども達が乳幼児と交流する場の機会の拡充に努め、乳幼児への理解を促進します。

項目	内容
①高校生リーダー研修	高校生リーダー「アドバンス・ジュニアリーダー（略称：アジュラ）」の保健施設体験（保育園ボランティア）を引き続き実施します。
②異年齢の交流促進	兄弟姉妹が少ない幼児が増え、異年齢児との交流は新鮮な刺激を受けます。また、中・高校生にとっても、頼りにされる喜びと満足感を得て、自覚や存在感につながり、将来の父性、母性への学習に効果があるため、交流活動を促進していきます。

第2節 親と子の学習機会の充実

(1) 家庭教育の推進

現状と課題

- 子どもにとって生活の場の基本は言うまでもなく家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。家庭教育が重要であるという認識を地域全体が共通の課題として持ち、子育て家庭への意識啓発が必要です。
- 家族全員で子育てをしていくことは、母親など特定の家族に偏りがちな子育ての負担を軽減し、子どもの人格形成にも好影響を与えと考えられます。
- 保護者が自信と責任感を持ち家庭での子育てができるよう、子育てにかかわる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備が求められています。
- 保護者同士の交流の場を設けるなど、地域の中で保護者が孤立せず、助け合って育児を行っているような環境も必要になっています。
- 育児不安、過保護や過干渉、放任など、家庭の教育機能の低下が指摘されています。家庭は生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの健やかな心身を育む重要な役割をもっており、家庭教育の充実を支援していく必要があります。

施策の方向

- 園児保護者を対象に、参加しやすい日程を工夫しながら子育てや家庭教育に役立つ講義や実習を実施して、家庭教育についての学習機会の提供ができるように、家庭教育講座の充実に努めます。
- 幼児期の家庭教育セミナーを年2回（前期・後期）開催しますが、開催時期の検討、内容の充実に努め、参加者の増加に繋げていきます。
- 親子で本に親しむことは、子どもが心豊かに成長するために重要なため、今後とも図書館の職員による絵本や紙芝居の読み聞かせ実演、手遊びなどを通じて親子で本の楽しさを知ってもらう機会の提供をしていきます。
- 高齢者が、子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、祖父母による子育て支援を促します。
- 父親に対しても、育児の知識や技術を身に付け、父親同士で情報交換ができるような機会を提供します。

項目	内容
①家庭教育学級の充実	引き続き市内の小・中学校 21 校に学級を開設し、広報に努めるなどして学級生数を増やすこと、また、内容を充実させることを図っていきます。
②幼児期の家庭教育セミナーの充実	今後もセミナー開催時期の検討、内容の充実に努め、参加者数の増加につなげていきます。
③生涯学習情報宅配便(リリエム・クラブ)事業の継続	利用者数の増加は難しく、今後継続していくべきか検討していきます。
④「生き生き子育て講座」の充実	講座を夏休みに行っていることもあり、実施後のアンケートでは毎年親子で楽しみにしているという声が多く、引き続き開催し、内容の充実を図ります。
⑤男性に対する子育て学習機会の充実	引き続き父親と子どもが一緒になって参加する学習機会を提供し、男性の育児参加や家庭教育への関心、理解を深めていきます。
⑥ブックスタート事業の継続	親子のふれあい、絆を深めるという施策は長期にわたって実施することにより大きな効果が期待できるため、引き続き継続していきます。

(2) 育児グループ等の育成・支援

現状と課題

- 各種相談・教室等で育児に不安のある母子などが集まり、自主グループでの遊びや事業を行う育児グループがあります。活動場所や活動内容の検討・充実などの支援を進めていく必要があります。
- 都市化や核家族化により、地域や社会から孤立しがちな親が増え、子育て経験の不足などにより、多くの親が子育てに負担感や不安感を抱えています。また、地域においては子どもの体験・交流の場や機会が減少するとともに、子育て支援者や子どもを育成する指導者等の減少が課題となっています。

施策の方向

- 青少年相談室では、今後も面接及び電話で、学校生活・家庭生活・いじめ・不登校・進路の相談を行っていきます。
- 地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援するとともに、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、地域子育て支援センターを運営するとともに、より身近な地域における遊びや交流の場の充実に努めます。

項目	内容
①育児アドバイザーの活用	育児支援のためグループの活性化を図っていきます。
②育児グループの育成支援	園庭解放や、見学会を通して保護者どうしが情報交換できるような場を提供していきます。
③育児グループのネットワークづくり	関係機関の連携を図り、育児グループ間のネットワークづくりと、その交流や連携等の促進を支援し、グループ相互の活性化を図ります。
④地域子育て支援センターの活用	平成 20 年度で市内 10 箇所の地域子育て支援センターが開設し前期計画の目標値を達成しています。今後は、箇所数の見直しや事業内容を再検討してより充実した事業を推進します。
⑤「三島市本町子育て支援センター」	現在の施設では利用者の増に対応が難しく、余裕スペースを利用した利用人数の増対策を検討します。

第3節 情報提供と相談支援体制の充実

(1) 情報提供の推進

現状と課題

- ニーズ調査の自由回答では、「子育て支援について分かりやすくアピールしてほしい」という意見があったことから、サービスの情報提供の方法を工夫していく必要があります。
- 平成18年度から、子育てマップを作製・配布していますが、よりきめの細かい情報と新鮮な情報の提供のため、広告事業を取り入れ、従来の保存版から年度版に切り替え、子育て世帯に無償配布し子育て世代の不安を取り除いていく必要があります。

施策の方向

- 子どもに関する情報を広報紙・FM放送・さくらチャンネルなどを通じて積極的に発信していきます。
- 情報誌の発行やホームページ、その他テレビ等のマスメディアを活用し、子どもに関する行政の施策や、施設、団体・サークル、イベントなどの民間の情報を含めた様々な情報を市民に分かりやすく提供し、子育て支援並びに子どもの多様な体験・活動機会の充実を図ります。
- 各学校における教育活動の状況を市民に周知するためのホームページ等の充実など、家庭・地域の理解と協力が得られるような情報公開と説明責任を果たす取り組みを行っていきます。

項目	内容
①情報提供機会の拡大	現在開設中のホームページの掲載内容を常時更新し、わかりやすい内容の情報提供をしていきます。
②子育て情報の発信方法の改善	子育て情報は市民の関心も大きいため、広報みしまへの掲載方法を工夫し、効果的な情報発信をしていきます。また、他の媒体も積極的に使っていきます。
③子育て情報誌の作成	子育てマップの発行後、需要が高まっていることから、掲載内容を逐次更新し、子育て世帯に情報を提供していきます。

(2) 相談支援体制の充実

現状と課題

- ニーズ調査では、利用したことのあるサービスを就学前児童の保護者に聞いたところ、「教育相談センター・教育相談室」が2.0%、「家庭児童相談室」が2.8%と少なく、市民が必要な時に利用・相談できるサービスとして、充実していく必要があります。
- 青少年相談室では不登校、非行問題、情緒問題、学校生活、家庭問題、進路問題などに関する相談を行っていますが、より身近な相談体制を総合的に拡充する必要があります。
- 家庭児童相談室では、多岐に亘る相談業務に対応するため、平成18年度に「児童虐待・DV防止連絡会」を「三島市要保護児童・DV対策地域協議会」に改組し、平成20年度からは、よりきめの細かい事案に対応するために「三島市要保護児童対策地域協議会」と改組し、代表者会議・実務者会議（DV分科会・要保護分科会）・ケース管理会議を実施して組織の強化を図っていますが、要保護・DV相談共により高い専門性を持つ職員の配置が必要になってきます。

施策の方向

- 年々増加しているDVに関する相談に対応するため、DV防止基本計画の策定を検討していきます。
- いつでも気軽に相談できる体制を充実していきます。また、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員の質の向上を図ります。
- 一次的な相談機関や専門的相談機関などが連携を図りながら、お互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワーク化の構築を推進します。
- 地域においては、地域レベルの支援ネットワークの構築に努めます。さらに、NPO等の民間団体とも、協力関係を進めます。

項目	内容
①相談事業の充実	相談業務充実のため、実務者会議を設置する等、関係機関の連携を図っていきます。今後も相談業務の複雑化に伴い常勤の相談員の配置を検討していきます。
②NPO・ボランティア団体等の活用	NPO・ボランティア団体等とのネットワークを作り、協力してきめの細かい支援をしていきます。
③民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、母子福祉協力員との協力	地域住民の様々な相談に幅広い知識で対応するため、研修等を実施し、協力を図っていきます。
④たんぼぼ教室の充実（再掲）	各種の教室の回数の増と事業内容の充実を図っていきます。
⑤いじめ110番（教育相談）	子ども、保護者からの教育に関する相談を充実し、課題解決のため学校との連携を図ります。
⑥支援事業の充実	保護者や地域住民による相談を真摯に捉え、子どもを中心に据えた対応を充実していきます。

<三島市児童相談体制>

相談内容	相談機関
<p>◆マタニティーブルー・育児不安の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に伴い、気分がひどく落ち込んだりいらいらするとき。 ・子どものしつけや関わり方がうまくいかなかったり、育て方に自信がもてないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・保健センター ・各保育園（子育て支援課）
<p>◆発達の遅れや障害についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉が遅い、歩く様子がないなど発達、発育が気になりなとき。 ・知的障害や身体障害をもっている子供の養育や、援助について知りたいとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・障害福祉課 身体障害者・療育手帳や手当てに関する手続き ・家庭児童相談室（子育て支援課） ・たんぽぽ教室
<p>◆性格行動についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と遊べない、落ち着きがない、乱暴な行動が目立つなど、性格や行動が気になるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・家庭児童相談室 ・各学校相談室 ・学校教育課
<p>◆養護に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や離婚、経済的理由などで児童の養育が困難になったとき。 <p>◆虐待に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の体や心を傷つける行為を繰り返してしまう。または、そうした行為を見たり、必要な世話が受けられず、放置されている子供に気がついたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室（子育て支援課）
<p>◆不登校・登校渋りに関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や幼稚園、保育園に行きたがらない、あるいは行けない（行かない）とき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談室（生涯学習課） ・各学校相談室 ・学校教育課 教育支援として「ふれあい教室」があります
<p>◆非行に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家出や万引き、不良交友など非行についての心配や困ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室（子育て支援課） ・青少年相談室（生涯学習課） ・各学校相談室 ・学校教育課

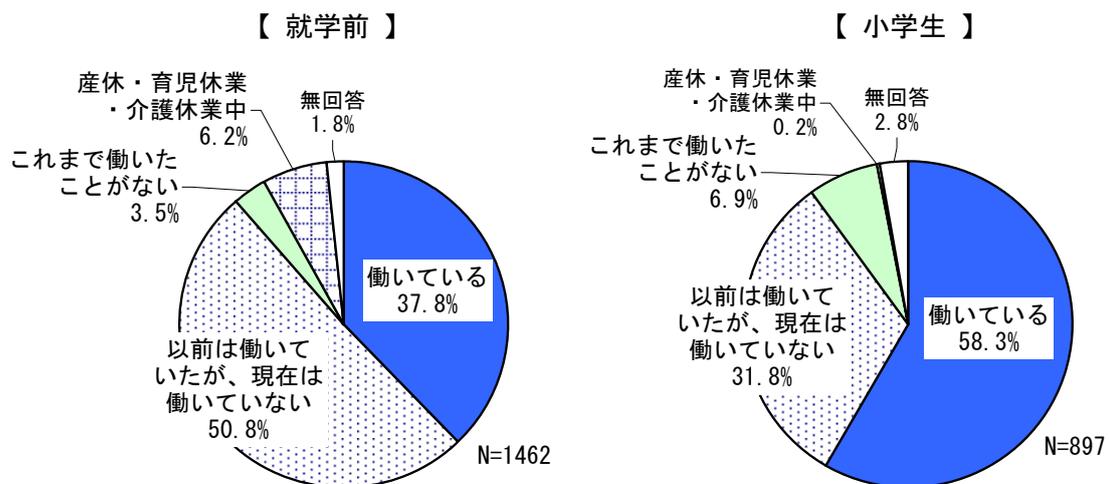
第4節 子育てと就労の両立支援

(1) 就労環境の整備

現状と課題

- ニーズ調査では、主な保育者が就労しているのは就学前児童保護者で約4割、小学生保護者で約6割となっており、自由回答でも、「子どもがいても安心して働ける職場環境の整備」を希望する意見が多くなっていることから、主な保護者が就労している場合の子育て支援が必要となっています。
- すべての人が働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現し、結婚や子育てに関する希望を実現することができるよう、創意工夫し実情に応じた展開を図るという視点を持って今後の施策を進めていく必要があります。
- 仕事と生活の調和を目指し、子育てをしながら働く人を理解し、支える職場環境づくりが重要な課題となっています。その両立のため職場には、子どもが病気等のときの対応、育児休業、職場復帰の支援が重要となっています。
- 世界規模の経済危機により、就労の場自体が減少し、子育てに多大な影響を及ぼしています。

■主な保育者の就労状況



「次世代育成支援に関するニーズ調査」より

施策の方向

- 保育園は入園希望者の待機児童ゼロを目標に全市内に18の保育園を設置、放課後児童クラブは市内14の小学区全てに放課後児童クラブを設置するなど、女性が働きやすい環境整備に努めます。
- 男女が共に家庭における役割を担うことへの啓発、すべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できることの推進など、情報提供を進めていきます。
- 妊娠、出産、育児等で仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職期間のブランクを克服するための講座等を開催し、母親等の再就職支援を行います。
- 未曾有の経済危機に直面し、今後、国策として様々な対策が講じられることと思われませんが、自治体としてその一助を担い、様々な関係機関と連携しながら就労環境の整備に努めます。

項目	内容
①女性の能力開発訓練の拡充	女性の職域拡大につながる能力開発訓練の拡充を図ります。また、女性在職者の職業意識の向上のため講習会等の充実を図ります。
②女性の就業・再就職に必要な技術の習得支援	女性の就業・再就職に必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。「再就職準備セミナー」を実施し、再就職に必要な知識の学習の場を提供します。
③自営業・農業者への学習機会の充実	経営技術や生産技術などの学習機会の充実を図ります。商工会議所による経営技術講習会や農業に関する技術の習得、農業経営の学習機会の充実を図ります。
④男女雇用機会均等法 ^(※9) の趣旨の浸透	<p>事業主・人事労務担当者及び女性労働者に対する情報提供や研修機会を促進し、趣旨の浸透を図ります。</p> <p>(※9) 男女雇用機会均等法とは、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律で、現在は平成11年4月1日より施行されたものが最新となっています。</p>
⑤職場における男女平等の徹底	職場における労働条件・賃金等の男女平等について、必要に応じて、市内企業・事業所に働きかけを行います。
⑥職住近接女性労働者・家内労働者の労働条件向上	<p>家事等の両立や、自営業等職住近接の労働に就く女性の労働条件向上について家族の理解を深める広報・啓発活動を実施します。</p> <p>また、「家内労働法」の周知に努めます。</p> <p>「内職相談」により家庭内就業を支援します。</p>
⑦働く女性の労働実態の把握	企業実態アンケート調査等の実施により、実態把握を行い、働きやすい環境整備に努めます。
⑧女性職員の職域の拡大	継続して調査を実施することにより意識の啓発を図っていきます。女性職員が多様な職種において能力を発揮することができるように、多様な人材が企業にもたらすメリット等の周知に努めます。
⑨ファミリーサポートセンター事業の充実	お願い会員の保育内容に対する要求が年々厳しさを増してきていますが、今後とも各種の研修を行い、まかせて会員の質の向上を図っていきます。
⑩事業所内保育園の整備促進	保育行政の経験を生かし、実施する事業所への指導・助言を行っていきます。
⑪多様で柔軟な働き方を選択できる就業・雇用システムの推進	フルタイムで働く常勤労働、内職など家庭内で働く家庭内労働、短時間の就労によるパートタイム労働など様々な就労形態や労働に関する情報等を、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。

(2) 各種制度の普及促進

現状と課題

- 男女雇用機会均等法が平成11年4月1日に改正施行され、働く女性が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すると共に、働きながら安心して出産・育児ができる環境をつくることは、働く女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進行のなかで、経済社会の活力を維持していくためにも重要な課題となっています。
- ニーズ調査では、就学前児童保護者の育児休業制度の利用については、「母親が利用した」が約20%、「父親が利用した」は約1%となっています。父親も育児休業を取得しやすいように制度の周知や職場環境の整備などが重要となっています。

施策の方向

- 育児・介護休業制度をはじめ、仕事と育児・介護の両立を目指すための各種制度の普及促進に努めます。
- 育児休業や看護休暇制度などが利用しやすい職場の雰囲気作りなど、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に啓発を図っていきます。
- 母子健康手帳交付時やマタニティスクールで、労働分野における妊娠等の支援に関する制度、問い合わせ機関の紹介を行うほか、父親の育児参加を促進するための講演会の開催等を行います。

項目	内容
①職場の男女平等の実現や労働条件に関する啓発活動の充実	事業主・人事労務担当者及び女性労働者に対する情報提供や研修機会を促進し、男女雇用機会均等法の遵守について働きかけを行います。
②パート労働法の啓発	パートタイム労働者は経済社会で重要な役割を果たしていますが、昨今の経済不況から、パートタイム労働法による適正な労働条件の確保は益々重要と考えられます。このことから、今後、より一層の周知を推進します。
③育児・介護休業制度 ^(※10) の周知徹底	事業主・労働者をはじめ、関係者に対し、育児・介護休業法の趣旨、内容の周知を図り、仕事と育児・介護とを両立する環境整備の重要性について理解を促します。 (※10) 育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とは、子の養育又は家族の介護を行う男女労働者の育児休業及び介護休業制度の導入を事業主に義務づけています。また、勤務時間の短縮や再雇用制度の導入に努めることなどを事業主に求めています。

第5節 子育て家庭の負担軽減

(1) 就園・就学経費の負担軽減、各種手当の充実

現状と課題

- 子育てにかかる費用の主なものとして、教育費、医療費がありますが、医療費については子ども医療費助成制度があり、市では小学校3年生まで通院医療費を、小学校6年生まで入院医療費の助成を行うなど、子育て世帯の医療費負担を軽減してきましたが、ニーズ調査の自由回答では、「保育料の負担軽減」、「子育てに対する手当の充実」、「医療費の負担軽減」、「乳幼児医療費受給者証の対象年齢の延長」など、子育てにかかる様々な経済的負担の軽減を望む意見が多くみられ、更なる制度の充実が求められています。
- ニーズ調査の自由回答では、就学前・就学児共に「子育てに対する諸手当の充実を望む」との回答が多く、今後も児童手当等各種の公的助成制度の更なる充実を国・県に働きかけ、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ることが必要になってきます。
- 社会経済の低迷が続き、厳しい情勢が続いている昨今、特にひとり親家庭では、就業支援や日常生活支援が急務となっています。

施策の方向

- 市立幼稚園では保育料は月額7,000円とし、同一世帯で3人以上の入園者がいる場合は、第2子は半額、第3子以降の保育料を無料としています。今後も子どもが多い家庭の経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭は、社会の変化により増加しており、経済的自立、子育てと就労の両立などのための幅広い施策の展開により必要な支援を行います。
- 児童手当や児童扶養手当については、対象の拡大や支給金額の増額などを国に働きかけます。
- 子ども医療費の助成対象年齢を引き上げるなど子育て世代の支援に努めていきます。
- 今後もひとり親家庭の子どもも、一般家庭の子どもと同じように養育され、家庭生活が送られるよう福祉の充実を努めていきます。

項目	内容
①幼稚園就園費の支援	保護者に対して経済的負担の軽減に努めます。
②保育園・市立幼稚園の保育料軽減	保育料の減免制度は継続していきます。
③ひとり親家庭等への支援	母子父子を問わず、一人親世帯の支援については手当での支給だけでなく物的な援助の方法を検討していきます。
④各種手当等の充実	手当の充実と共に一人親に対する家事の援助等の制度を検討する必要があります。

～ 「家庭」に望む（期待する）こと ～

- ◎幼少期から家庭生活の中で、人としての基本的なマナー、あいさつ、思いやり、規則正しい生活の仕方など「基本的な生活習慣」を身につけるための「しつけ」に心がけましょう。
- ◎子どもを「心豊かに・たくましく」成長させるには、自然の中で実際の活動による多くの体験と感動が必要です。そのためには、親子で地域の行事や文化活動にも積極的に参加し、たのしい思い出をつくりましょう。
- ◎子どもは親の姿を見ています。家庭生活における固定的な性別役割分担を見直し、男女が協力して家事や育児を担うことを実践しましょう。
- ◎食生活は子どもの心身の発達に大切な要因のひとつです。一日に一回は、家族がそろって食事をし、なんでも話し合えるひとときを持ちましょう。
- ◎子育ては永久ではありません。子育てなどでわからない事や不安があればひとりで悩まず、専門のスタッフがいる市役所や子育て支援センターなどの各種相談室に相談してみましょう。

第3章 『地域社会（コミュニティ）が育つ』環境づくり

第1節 子どもの創造性・社会性を育む環境づくり

(1) 青少年健全育成事業等の推進支援

現状と課題

- 市内では、青少年健全育成団体、青少年団体をはじめ生涯学習課やスポーツ振興課などが、児童の健全育成のための事業を実施し、子ども達の個性を伸ばすために様々な教育活動を行っています。
- 核家族化、共働き家族の増加、ひとり親家庭の増加などが要因で、子ども達が家族と過ごす機会が減り、子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、子ども達の間関係をつくる力や社会性が弱くなってきています。子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供していくことも重要な課題となっています。
- 子ども達が、多様な体験を通じて、自ら考え、行動できる力を育むことができる環境整備が必要となっています。

施策の方向

- 本市では、市民総ぐるみで青少年健全育成をめざした青少年健全育成会を結成し、「声掛け運動」、「家族そろって朝食をとろう運動」、「全市一斉あいさつ運動」等を推進していきます。
- 恵まれた自然を活用し、さまざまな体験を通じて、異年齢間の交流や地域の人々とのふれあいの場を提供し、子ども達の自主性や創造性、協調性を育てていきます。

項目	内容
①各種活動の広報活動	今後も、「広報みしま」、「ふじのくにユースネット」を活用して、広報活動を推進します。
②地域特性を活かした歴史等の継承	郷土の歴史・文化等を継承していく活動に対し、継続的に支援を行っていきます。
③チャレンジ精神を育む事業の推進	今後も、チャレンジスクールを開催し、子ども達にチャレンジ精神を育てていきます。
④余裕教室活用の推進（再掲）	今後各学校では、授業の多様化により少人数教室、多目的室等で利用されるため、余裕教室の発生は見込めませんが、学校教育上支障のない場合に限り、法令の範囲内において、小中学校・幼稚園の施設設備を解放していきます。
⑤小中学校体育施設開放事業の充実（再掲）	学校の夜間や休業日に合わせて開放事業の充実を図っていきます。より一層地域への開放事業の推進を図っていきます。
⑥市立保育園・幼稚園の地域開放の充実（再掲）	幼稚園の園庭解放や幼稚園見学会を進め、地域の子育てを支援します。より一層の地域への開放事業の推進を図っていきます。
⑦青少年健全育成事業等への支援	今後も引き続き、青少年健全育成事業を助成していきます。

項目	内容
⑧地域社会創造のためのコミュニティ活動等の支援	充実した地域社会を築く上で各地域活動の活性化は必要不可欠なため、今後も引き続きその活動を支援していきます。
⑨地域の青少年健全育成団体等の連携を強化	今後も引き続き、自治会・地区健全育成団体や青少年団体相互の連携づくりの強化のために助成します。
⑩青少年団体の育成	今後も引き続き、青少年団体育成のために助成します。
⑪環境美化活動への支援	地域緑化の推進のため、活動団体を支援します。
⑫自然環境保全活動への支援	地域で活躍する市民環境リーダーの活動や地域主体で取組む環境保全活動を支援します。
⑬地域文化の伝承活動への支援	郷土の歴史・文化等を継承していく活動に対し、継続的に支援を行っていきます。

(2) 少年教育の推進

現状と課題

- 生涯学習センターをはじめ、各社会教育施設で少年教育を行っていますが、子ども達の身近な少年教育とするためには、市立公民館、学校余裕教室や地区施設を利用して推進する必要があります。
- 豊かな自然環境をいかした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく必要があります。
- 子ども期は人格を形成する時期にあり、家庭、学校、地域社会などにおいて、地域全体で子ども達を育ていくことが必要です。

施策の方向

- 子ども達が、身近な自然にふれたり、郷土の歴史を知ったり、さらに、学校・学年の異なる仲間づくりを目的に、生涯学習センター、各公民館、図書館、郷土資料館において開催している事業を継続実施していきます。
- 家庭、学校、地域のそれぞれの役割について再点検し、連携し、協力しあいながら、子ども達が学習や遊びなどの活動しやすい環境づくりを、推進していきます。

項目	内容
①地域施設等を利用した少年教育の推進	市立公民館・学校等余裕教室や地域施設を利用した少年教育を推進します。
②学校休業日における少年教育	今後も引き続き、「少年少女発明クラブ」、「みしまっ子体験塾」、「ジュニアリーダー研修」を実施します。
③地域文化の継承（再掲）	郷土の歴史・文化等を継承していく活動に対し、継続的に支援を行っていきます。
④チャレンジ精神を育む事業の推進（再掲）	今後も、チャレンジスクールを開催し、子ども達にチャレンジ精神を育てていきます。
⑤環境問題への実践活動の奨励	子どもが健やかに育つための環境づくりを進めるため、自治会や地域団体等へ身近な環境問題の実践活動を奨励します。
⑥子どもの健全育成環境の整備	今後とも、各地区町内会における、子どもと地域の人々が交流するような健全育成活動に対して助成します。

(3) まちづくり意識の啓発

現状と課題

- 子ども達の豊かな人間性を培う生活環境の整備は、子どもだけでなく全ての人の共通の願いです。このため、自然環境をはじめとした環境問題や、安全な生活環境の整備に加え、心と心が通いあう、人と自然にやさしい安全で快適なまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向

- 環境問題への活動や子ども議会への参加等を通じ、子どもが社会の一員として、多様な体験ができる活動を促進していきます。
- 身近な地域にどのような活動があるのか、地域活動に参加したいと考えている子どもと保護者が、地域活動の情報が入手しやすいように、情報の提供に努めます。

項目	内容
①環境問題への実践活動	子どもが健やかに育つための環境づくりを進めるため、自治会や地域団体等へ、身近な環境問題の実践活動の取り組みについて啓発していきます。
②子どもの健全育成環境の整備（再掲）	今後とも、各地区町内会における、子どもと地域の人々が交流するような健全育成活動に対して助成します。
③子ども議会への参加	今後とも引き続き、「中学生の主張大会」を開催していきます。

～ 「地域」に望む（期待する）こと～

- ◎「地域の子はわが子、わが子は地域の子」をモットーに、大人からすすんで声をかけ、よいことを見たなら誉めましょう。
- ◎子どもは、次代を担う社会の宝です。地域社会が連携して子どもや青少年の育成に関心を持ち、あいさつ運動や環境浄化活動に協力しましょう。
- ◎子ども達が、安心して自由に「遊べる場所」や大人から子どもまでの異年齢層が「ふれあう」ことができる行事や活動をつくりましょう。

～ 「事業所」に望む（期待する）こと～

- ◎男女共同参画社会意識の醸成と促進を図り、女性の社会参画とともに、男性の子育て参画の促進に取り組みましょう。
- ◎少子化対策としての子育て環境を自主的に促進することは、将来的には事業所自体と国の成長につながります。就労環境や労働条件の整備促進を図りましょう。
- ◎社会貢献活動や地域貢献活動は、企業のイメージアップにつながります。地域の一員として社会全体で子どもを育てる活動に関心を持ちましょう。

IV 資料

1 目標事業量

◆認可保育園◆			
保育者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育園で保育する (保育時間 11 時間)			
【平成 20 年度現状】	1,771 人	➡	【平成 26 年度目標事業量】 1,805 人

◆幼稚園の預かり保育◆			
私立幼稚園 6 園で早朝及び通常保育終了後に、希望により預かり保育を行い、子育て支援に努める			
【平成 20 年度現状】	80 人	➡	【平成 26 年度目標事業量】 220 人

◆延長保育事業◆			
認可保育園において通常保育の前後に時間を延長して保育を行う (延長時間 30 分～7 時間)			
【平成 20 年度現状】	312 人 11 か所	➡	【平成 26 年度目標事業量】 630 人 11 か所

◆休日保育事業◆			
日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育園で保育する			
【平成 20 年度現状】	336 人 (県事業で実施) 1 か所	➡	【平成 26 年度目標事業量】 513 人 2 か所

◆病児・病後児保育事業◆			
病気回復期にある児童を保育園・病院等において保育する			
【平成 20 年度現状】	2 か所 (うち病後児対応型 1 か所)	➡	【平成 26 年度目標事業量】 1,500 日 2 か所 (うち病後児対応型 1 か所)

◆一時預かり事業(保育園型)◆			
普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育園で児童を保育する			
【平成 20 年度現状】	5 か所	➡	【平成 26 年度目標事業量】 2,000 日 5 か所

◆ショートステイ事業◆

保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる

【平成20年度現状】 2か所 → 【平成26年度目標事業量】 2か所

◆放課後児童健全育成事業◆

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に放課後児童クラブや児童館・小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える

【平成20年度現状】 834人 15か所 → 【平成26年度目標事業量】 1,050人 21か所

◆児童館◆

児童館は“あそび”をとおして、子ども達を健康で心ゆたかに育てていくための施設で、だれでも自由に利用することができ、仲間とともに、豊かな生活体験の場を提供する

【平成20年度現状】 2か所 → 【平成26年度目標事業量】 2か所

◆地域子育て支援拠点事業（センター型）◆

専任の保育政党により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う

【平成20年度現状】 9か所 → 【平成26年度目標事業量】 9か所

◆地域子育て支援拠点事業（ひろば型）◆

常設の集いの場を開設し、基本事業を実施するとともに、地域との交流活動を実施する

【平成20年度現状】 2か所 → 【平成26年度目標事業量】 2か所

◆ファミリーサポートセンター事業◆

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育園までの送迎、保育園終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う

【平成20年度現状】 1か所 → 【平成26年度目標事業量】 1か所

2 事業の内容

(1) 健康教育・健康診査

(平成 21 年度現在)

事業名	内容
パパママセミナー	夫婦の役割・育児等についての講話と実習、妊婦体験、ビデオ学習、グループワーク、沐浴、調乳、抱き方の練習
マタニティセミナー	妊娠中の栄養及び生活について、①歯科検診と歯みがき実習、育児について②分娩の経過と妊娠体操、③妊娠中の栄養についての講義と調理実習
①前期離乳食講習会 ②後期離乳食講習会	①生後 5 か月児の親を対象に離乳食についての講話と実習、赤ちゃん体操 ②生後 9 か月児（前期と同じ）ブックスタートの実行状況の確認
3 か月児健康教室	生後 3 か月児の親を対象に育児・予防接種・離乳食について、身体計測、発育・発達相談・ブックスタートの実施
幼児事後教室（遊ぼう会）	健診等の事後教室として集団の遊びや親同士の交流、子育て相談
出前健康講座	要望に応じた育児グループ等の子育て相談及び教育・実習等
妊婦健康診査 (合計 19 回実施)	定期健診 13 回・血液検査など 2 回 超音波検査 4 回
乳児健康診査 (4 か月・10 か月児に実施)	身体計測・内科診療・育児相談 身体計測・医師による診察
1 歳 6 か月児健康診査	身体計測・内科検診・歯科診療・育児相談 栄養相談・ブラッシング指導
3 歳児健康診査	身体計測・内科検診・歯科診療・育児相談 栄養相談・ブラッシング指導

(2) 救急医療体制

■平日夜間救急医療体制

診療科目	診療時間	診療場所
内科・小児科・外科	午後 6 時～夜 10 時	医師会メディカルセンター
内科・小児科・外科	夜 8 時 30 分～翌朝 7 時	沼津夜間救急医療センター（外科（木）23 時 30 分まで）
外科	夜 10 時～朝 9 時	三島社会保険病院と三島中央病院の 2 院による当番制（消防署にお問い合わせください）

■土曜日の救急医療体制

診療科目	診療時間	診療場所
内科・小児科・外科	午後 2 時～夜 9 時	医師会メディカルセンター
内科・小児科・外科	午後 6 時～翌朝 7 時	沼津夜間救急医療センター
外科	夜 9 時～朝 9 時	三島社会保険病院と三島中央病院の 2 院による当番制（消防署にお問い合わせください）

■休日祝日の救急医療体制

診療科目	診療時間	診療場所
内科・小児科・外科	朝 9 時～夜 9 時	医師会メディカルセンター
内科・小児科・外科	午後 6 時～翌朝 7 時	沼津夜間救急医療センター
外科	夜 9 時～朝 9 時	三島社会保険病院と三島中央病院の 2 院による当番制（消防署にお問い合わせください）
耳鼻科・眼科・産婦人科	朝 8 時～午後 5 時	三島市・沼津市・裾野市・富士市（耳鼻科のみ）・長泉町・清水町の担当医師が当番制で在宅診療します。（消防署にお問い合わせください）
歯科	午前 9 時～午後 4 時	市内の担当医師が当番制で診療します。

■二次救急医療体制 (※11)

(※11) 緊急に手術や入院を要する市民の救急医療を確保するため、二次救急診療を行っています。

診療科目	診療場所
内科・外科	三島社会保険病院と三島中央病院の2院による当番制
脳神経外科・循環器科	三島市・沼津市・裾野市・長泉町・清水町の担当医療機関が当番制により診療を行っています。

■ICU・CCU救急事業委託

事業名	内容
ICU・CCU救急事業委託	重篤な患者を常時監視し診療できる集中治療室により、3次救急を補完する2.5次救急の高度救急医療体制を確保していきます。

(3) 医療費助成による医療費負担の軽減

事業名・対象	内容
子ども医療費助成	
入院費医療費助成	0歳から小学校6年生までの保険診療にかかる自己負担の助成(1日500円の自己負担有)
通院費医療費助成	0歳から小学校3年生までの通院医療費のうち保険診療にかかる自己負担の助成(1回500円の自己負担有、但し1か月4回限度5回目以降負担無)
重度心身障害児・者医療費助成	
身体障害者手帳1・2級所持者療育手帳A所持者、(B所持者入所者のみ)特別児童扶養手当1級	保険診療一部負担額より、高額療養費、付加給付額および自己負担額(1月1医療機関ごと500円)を控除した額を、診療月の翌々月以降に支給
身体障害者手帳3級所持者の内、[心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の各機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]のいずれかに該当する者	上記の内容に準じる。但し、診療内容は身体障害者手帳3級に該当する障害に係るものに限定する
母子世帯等医療費助成	
20歳に達する日の前日までの間にある児童を養育している母子・父子世帯及び準母子(父母のいない児童)世帯	保険診療自己負担額より保険給付額、付加給付額等を控除した額
不妊治療費助成	
県の補助対象以外の不妊治療をした方(1人通算2回まで)	不妊治療のために支払った金額の1/2以内で1回上限100,000円
妊婦健康診査の指定外機関での受診に対する助成	里帰り先等、指定外医療機関で受診した方 妊婦健康診査 初回：上限15,000円、 2～14回：上限4,000円 超音波検査 各回上限5,300円 血液検査 上限3,000円

(4) 学校開放事業

■小中学校体育施設開放事業の充実

平成14年度より1部改正

事業名	内容
小中学校体育施設開放事業の充実	開放する日：休業日 (※12) 開放する時間： 5月～10月 午前9時から正午、午後1時から午後5時 11月～翌4月 午前9時から正午、午後1時から午後4時

(※12)「休業日」とは、三島市公立学校管理規則(平成12年三島市教育委員会規則第3号)第3条第1項の休業日をいう。

(5) 安全な生活環境

■交通安全・防災団体等

団体名	活動内容
交通安全母の会	研修会の開催・参加
幼児交通安全クラブ	園児に対する交通安全教室を開催
幼年消防クラブ	園児に対する防火・防災学習と出初め式への参加

■防災対策事業

事業名	活動内容
防災拠点備品整備事業	災害時要援護者用粉ミルク（130グラム 480箱） 哺乳ビン（240ml 500個）紙オムツ（子ども用 5,400枚）の備蓄

■食品安全団体

団体名	活動内容
消費者連絡協議会	純正食品普及

■防犯団体

団体名	活動内容
三島市PTA連絡協議会	こどもかけこみ 110番の家設置

(6) 相談支援体制

■たんぼぼ教室（平成21年度事業計画から）

事業名・教室名	内容
たんぼぼ教室（錦田こども園内、たんぼぼ教室棟）	
あそびの教室	集団遊び
リズム教室	リズム運動・リトミック
のぞみ教室	感覚統合遊び

(7) 就園・就学経費の負担軽減、各種手当

■各種手当等の種類

(平成21年度現在)

手当の種類	内 容
児童手当	児童手当は児童の健全育成を目的として実施し支給されるものです。 ①12歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育していること。 ②前年所得が一定額に満たないこと。 なお、所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等(厚生年金に加入している人)又は公務員については、所得が一定額未満の場合特例による給付が受けられます。 手当額 3歳未満の児童 一律10,000円(月額) 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子以降 10,000円(月額)
児童扶養手当	18歳に達した最初の3月31日までの子供がいる母子家庭等に支給される手当です。(障害年金2級程度以上の障害を有する場合は20歳未満)
特別児童扶養手当	日常生活において、常時特別の介護を要する20歳未満の児童を養育している者
母子世帯等児童育成手当	児童扶養手当を受けている世帯で扶養手当対象人数が3人以上の世帯
障害児福祉手当	日常生活において、常時特別の介護を要する20歳未満の在宅重度障害児
交通遺児等扶養手当	主たる生計維持者が死亡又は障害となった18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者
母子世帯等小学校入学祝金	母子、父子世帯の児童を対象
母子世帯等中学校就学・高校進学支度金	母子、父子世帯の児童を対象
母子世帯等医療費助成	20歳未満の児童を養育している母子・父子世帯及び準母子(父母のない児童)世帯
自立支援教育訓練給付金	20歳未満の児童を養育している母子世帯の母が、雇用の安定と就職の促進を図る教育訓練を終了したとき。入学料及び授業料の20%(最高10万円)
子ども医療費助成	・入院医療費助成 0歳から小学6年生までの児童の保険診療にかかる自己負担を助成(1日500円の自己負担有) ・通院医療費助成 0歳から小学3年生までの児童の保険診療にかかる自己負担を助成(1回500円の自己負担有、但し1か月4回限度で5回目以降は自己負担なし)
難病患者見舞金	1年以上三島市に居住している小児慢性特定疾患等及び特定疾患の難病患者を対象(15,000円、11月申請)
在宅重度重複障害者介護者手当	身体障害者手帳(1・2級)、継続して知的障害者療育手帳(A)を同時に持っている重度重複障害児・者を6か月以上介護している同居の介護者
三島市育英奨学金	学費の支弁が困難と認められ、保護者が市内に1年以上住所を有する者 (月額) 高校生等12,000円 大学生等 30,000円 (入学一時金) 高校生等60,000円 大学生等300,000円
就学援助制度	要保護・準要保護の児童・生徒の保護者(学用品や給食費等の援助)
重度心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当受給権者で1年以上三島市に居住している方に限り、月4,000円(7、11、3月の年3回払い 6月申請)
重度心身障害者援護金	1年以上三島市に居住していて、身体障害者手帳1～4級、及び療育手帳A、B 1判定、又は精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者へ支給。 身体1～2級、療育A、精神1級は15,000円、身体3～4級、療育B 1、精神2級は10,000円 5月申請

(8) 青少年健全育成事業

事業名	内容・目的
三島市少年の船	対象：三島市に在住する中学生 航海体験や洋上体験、研修・交流を通じて仲間づくりを理解させ規律と忍耐力の養成をめざして実施
三島市少年少女発明クラブ	対象：三島市内に在住する小学4年生～6年生 科学的で独創的な発想に基づく創作活動を通して、想像性豊かな人間形成を図ることを目的とする
中学生の主張大会	対象：市内8中学校の中学生 日常生活の中で考え、感じていることを発表する機会を提供することにより、自らを見つめ直し社会の一員としての自覚を高める契機とする
みしまっ子体験塾	対象：三島市内に在住する小学4年生～6年生 三島の歴史、環境、食などの資源を生かした体験活動を通して、郷土に親しみ健やかな心身を育むと共に、学校や学年を超えた仲間づくりを目的に実施
ジュニアリーダー研修	対象：市内中学生 研修を通して仲間意識を高め、自主性、実践性、協調性等を培い、リーダーとしての資質を身につけるため実施
高校生リーダー(アドバンス・ジュニアリーダー)研修	対象：ジュニアリーダー研修に参加経験のある高校生 ジュニアリーダー研修を修了した高校生が、自ら企画する様々な活動を通して、地域社会活動に意欲的に取り組む高校生リーダーの養成を目指して実施
青少年指導者養成研修	対象：市内在住または在学の高中生、市内在住または在勤の成人 青少年活動の指導者として、必要な知識や技術を身につけるための研修及びみしまっ子体験塾等の実践活動を通じて、将来地域の青少年活動において活躍できる人材を養成する
小学生環境探偵団	対象：小学4～6年生 会場：源兵衛川ほか 環境リーダーを育成するため、源兵衛川での環境ボランティア活動やリサイクル工場の見学などを行う
中学生環境リーダー研修	対象：中学生 会場：霞ヶ浦ほか 環境リーダーを育成するため、環境体験学習や自然保護ボランティア活動を行う
親子水生生物観察会	対象：小学生の親子 会場：源兵衛川 源兵衛川で水生生物を採取し、その種類によって川の汚れを調べる
野草をさがそう	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 植物の自然観察学習を通し山野草の知識を深め、採取し天ぷらにして試食する。
キャンプ場一般開放	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 夏休み期間に野外炊飯などを通し仲間作りや親子のふれあいを図る。
チャレンジスクール～夏～	対象：小学生 会場：南伊豆臨海学園及び箱根の里 シーカヤック、キャンプファイヤー等
ふれあい家族	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 クラフトや箱根周辺をハイキングし植物観察を実施する。
門松作り教室	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 正月用の門松作りを行う。
星を観る会	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 天体望遠鏡を使い星座などの観察を行う。
竹炭作り教室	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 竹炭作りを体験し、竹炭の効能、使い方を学ぶ。
チャレンジキャンプ～冬～	対象：小学4～6年生 会場：箱根の里キャンプ場 共同生活を行い自然の厳しさ、素晴らしさを身をもって体験する。
プラネタリウム一般公開	対象：一般(小学生含む) 会場：箱根の里 四季の星座と星物語を解説する。
スポーツテスト	対象：スポーツ少年団 会場：市民体育館
スポーツデー	対象：幼児以上 会場：市民体育館 卓球・バドミントン・トランポリン他、健康体力チェック
野外活動教室	対象：小学生以上親子(定員50名) 会場：箱根の里キャンプ場
校区市民運動会	対象：市民 会場：市内14会場

事業名	内容・目的
スポーツ教室	対象：小学生以上 会場：市民体育館・温水プール他 剣道・水泳・バレーボール・テニス他
文化財保護・啓発教育普及事業	対象：児童・生徒 郷土の歴史や地理・埋蔵文化財・伝統文化の体験

■青少年健全育成団体

団体名	活動内容
スポーツ少年団	団体数：40 団体 団員数：930 人 種目：野球、ソフト、剣道、サッカー、バレーボール、バスケットボール、陸上、一輪車 内容：青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成を図る
青少年団体	
三島市子ども会連合会	団体数：68 団体 団員数：4,825 人 奉仕活動・地域交流事業等・リーダー養成等
ボーイスカウト三島地区協議会（田方地区を含む）	団体数：8 団体 団員数：495 人 奉仕・野外活動、技能・知識習得、将来社会に役立つリーダー養成
ガールスカウト三島地区連絡協議会	団体数：2 団体 団員数：80 人 奉仕・野外活動、技能・知識習得、将来社会に役立つリーダー養成
主な青少年健全育成活動団体	
三島市青少年健全育成会	対象：全市 青少年が「誇り」と「責任」と「自覚」をもって、社会に役立つたくましい人間として成長するため、行政とともに地域・学校・家庭との連携を図り、社会を明るくする運動への参加など、関係機関と協力して青少年健全育成事業を推進している。
各地区自治会連合会	対象：地区の子どもから大人まで 講演会、映画会、あいさつ運動、スポーツ大会、環境美化運動、ふれあい祭り、座談会、社会を明るくする運動への参加等
三島市PTA連絡協議会	対象：市内小・中学校生 あいさつ運動、こどもかけこみ 110 番の家設置推進
各校区PTA	対象：学校区小・中校生 あいさつ運動、交通安全指導、奉仕作業、リサイクル運動、補導指導、本の読み聞かせ等
豊かな心を育てる会	対象：学区の子どもから大人まで あいさつ運動、交通安全指導、学区内美化運動、学区補導、教育懇談会、こころの講演会等
三島夏まつりの子どもしゃぎり大会運営委員会	対象：小学生 三島市・沼津市・裾野市・函南町・長泉町の3市2町の子ども達が、三島夏まつりのしゃぎり大会に参加している。 ・夏まつりの盛り上げ 参加団体：50 団体 参加者：1,500 人
地区子どもしゃぎり	対象：小学生 各地区で毎年4月頃から10月頃まで、しゃぎりの練習と三島夏まつりをはじめ地区の祭で、しゃぎりを演奏している。 ・しゃぎりの伝承保存 ・あいさつの励行
三島商工会議所	対象：小学生 たのしいそろばん大会
三島青年会議所	・わんぱく相撲三島場所 対象：小学生 学年別トーナメント方式 ・心の教育に関する事業 対象：小学生 自然体験をしながら心の教育を行っている。
三島泉ライオンズクラブ	対象：三島市少年野球育成会 青少年選抜野球大会への助成

団体名	活動内容
主な青少年健全育成活動団体	
三島ライオンズクラブ	対象：市内小学校サッカークラブ ライオンズクラブ杯サッカー大会
三島ロータリークラブ	対象：三島北中学校2年生 青少年健全育成セミナーを年1回開催している。 ・「職場の体験実習」と「事後研修(ディスカッション)」
三島西ロータリークラブ	対象：台湾中学生と市内中学生 姉妹クラブ交換中学生の受け入れ派遣 ・市内中学校での体験学習 ・日本文化や食生活を学ぶ ・中学生の相互交流
三島市地域活動連絡協議会	対象：幼児から高齢者まで りぼんクラブによる人形劇の公演、児童センターサポートクラブによる児童対象の講座、親子クラブによる交流事業
公立保育園父母の会	対象：公立保育園の園児とその保護者 バルーンアートによる花や犬づくりとゲームで相互交流

(9) 少年教育の推進

事業名	内容・目的
キディプラザ	リトミック、クラフト等
例月事業	陶芸、お菓子作り、クラフト、クリスマス会等
みしまっ子体験塾	伝統文化、食育、自然体験、工芸、科学、スポーツ
ジュニアリーダー研修	規律訓練、自然体験、科学、もの作り体験
中郷公民館	生け花、剣道、子どもマナー
北上公民館	書道、伝統文化
錦田公民館	あすなる音楽
図書館	おはなし会 子どもと本の教室（本の紹介・工作等）
図書館中郷分館	おはなし会 子どもと本の教室（本の紹介・工作等）
縄文土器作り	土練り、成形、焼成
郷土教室	竹細工づくり、古代の生活体験
夏の郷土学習	水辺の歴史訪問

3 三島市児童育成計画策定経過（12月22日の検討会まで記入済み）

年 月 日	内 容	備 考
平成21年 3月 16日	第1回庁内ワーキンググループ会	
平成21年 1月 9日 ～ 3月 31日	次世代育成支援に関するアンケート調査 対象標本：3,000人 有効回収：2,433人（81.1%）	就学前児童の保護者 2,000人 小学校児童の保護者 1,000人
平成21年 5月 19日	第2回庁内ワーキンググループ会	
5月 26日	第1回庁内策定検討会	
6月 16日	第1回次世代育成計画策定懇話会	
10月 20日	第2回庁内策定検討会	
10月 23日	第2回次世代育成計画策定懇話会	
11月 9日	第3回庁内ワーキンググループ会	
11月 24日	第4回庁内ワーキンググループ会	
12月 22日	第3回庁内策定検討会	
平成22年 1月 日	第3回次世代育成計画策定懇話会	
3月	三島市次世代育成計画書発行	

4 三島市次世代育成計画策定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 次代の社会を担う児童が健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を推進するには、各階各層の見識者から広く意見を取り入れ検討する必要があるため、三島市次世代育成計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、策定計画の必要性、妥当性、優先の度合い等について、意見を交換し、提言を行う。

（委員）

第3条 懇話会の委員は、20人以内とする。
2 委員は、関係機関の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が依頼する。

（座長等）

第4条 懇話会に座長を置く。
2 懇話会に副座長を置き、座長がこれを指名する。

（懇話会）

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が召集する。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、次世代育成計画策定担当課において処理する。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

5 三島市次世代育成計画策定懇話会委員名簿

(順不同、敬称略)

選出団体	氏名	備考
学識経験者（日本大学）	教授 佐々木 久信	座長
学識経験者（静岡県立大学短期大学部）	准教授 三田 英二	副座長
三島市子ども会連合会	会長 石井 芽久美	
三島市民生委員・児童委員協議会	児童福祉部 岡田 美喜子	
三島公共職業安定所	所長 飯塚 利明	
三島市PTA連絡協議会	会長 石田 善美	
事業主代表 横浜ゴム（株）	業務課長 沓 澤 譲	
労組代表	静教組三島支部 小 櫻 賀 子	
私立幼稚園協会	会長 山 本 環	
民間保育園園長会	代表 杉 村 伸 一	
私立幼稚園協会父母会	会長 櫻 井 操	
民間保育園保護者会	代表 増 田 直 子	
公立保育園父母の会連合会	会長 胡 桃 沢 昌 広	
公立幼稚園PTA連合会	会長 近 藤 泰 子	
公募市民	小 林 恵 子	
合 計	15 人	

【事務局】

三島市福祉事務所	子育て支援課	児童育成係
----------	--------	-------

6 三島市次世代育成計画策定庁内検討会

所属名	補職名	氏名	備考
民生部 (福祉事務所)	部長	土屋 正雄	座長
	健康増進課	課長 長野 哲也	
	子育て支援課	課長 諏訪 公隆	
環境市民部	環境政策課	課長 土屋 雅夫	
地域振興部	商工観光課	参事 宮崎 真行	
	地域安全課	課長 芦川一登志	
企画部	政策企画課	課長 江ノ浦一重	
建設部	水と緑の課	課長 菊地たか子	
	建築住宅課	課長 植野 良裕	
教育部	学校教育課	課長 島田 剛	
	生涯学習課	参事 小松 繁生	
合 計			11 人

7 三島市次世代育成計画策定 庁内ワーキンググループ名簿

部	課	氏名
環境市民部	環境政策課	三枝邦昭
地域振興部	商工観光課	三田操
	地域安全課	鈴木敏夫
財政部	財政課	佐野康仁
企画部	政策企画課	鈴木昌幸
	人事課	荻野勉
建設部	都市計画課	山田美智子
	水と緑の課	工藤純
	建築住宅課	大庭秀樹
教育部	教育総務課	浅見徹哉
	学校教育課	三澤美津子
	市立幼稚園	榎本秀子
	生涯学習課	原憲治
民生部	福祉総務課	米山美津子
	障害福祉課	古屋秀樹
	健康増進課	妻木恵美子
	子育て支援課	佐野隆三
		柿島美奈子
	子育て支援センター	鈴木幸子
市立保育園	鷲山秀子	
合計		20人